

平成16年第3回本巢市議会定例会議事日程（第2号）

平成16年6月17日（木曜日）午後1時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第38号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第3 議案第39号 本巢市都市計画審議会条例について
- 日程第4 議案第40号 本巢市監査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第41号 本巢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第42号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第43号 本巢市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第44号 本巢市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第45号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第46号 本巢市非常勤消防団員に係わる退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第47号 本巢市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第48号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第52号 平成16年度本巢市一般会計予算について
- 日程第14 議案第53号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第15 議案第54号 平成16年度本巢市老人保健医療特別会計予算について
- 日程第16 議案第55号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計予算について
- 日程第17 議案第56号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計予算について
- 日程第18 議案第57号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計予算について
- 日程第19 議案第58号 平成16年度本巢市水道事業会計予算について
- 日程第20 認定第1号 平成15年度本巢町上水道事業会計決算について
- 日程第21 認定第2号 平成15年度真正町水道事業会計決算について
- 日程第22 認定第3号 平成15年度糸貫町上水道事業会計決算について
- 日程第23 請願第1号 教育基本法の早期改正を求める意見書提出に関する請願について
- 日程第24 請願第2号 子どもたちの健やかな発達のために、教育基本法を守り生かすことを求める請願について
- 日程第25 一般質問

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（47名）

1番	安藤重夫	2番	翠幸雄
3番	安藤次郎	5番	国井博
6番	道下和茂	7番	吉田建夫
8番	日浦興和	9番	浅野英彦
10番	杉山一郎	11番	長谷川勝彦
12番	中村重光	13番	藤沢敏夫
14番	村瀬明義	15番	高木俊一
16番	若原敏郎	17番	瀬川治男
19番	吉村優	20番	宮脇孝男
21番	小澤菊治郎	22番	川口金二郎
23番	後藤寿太郎	24番	小川幸雄
25番	園部隆雄	26番	山田澄男
27番	上谷政明	28番	大熊和久子
29番	竹中光夫	30番	大西徳三郎
31番	戸部弘	33番	春日井万里
34番	宮川久夫	35番	高橋秀和
36番	高橋一	37番	出村宏行
38番	高橋義和	39番	高田弥
40番	遠山利美	41番	杉山潔
43番	村瀬治	44番	稲葉信春
45番	瀬古孝雄	46番	鷓飼静雄
47番	川村高司	48番	三島智恵子
49番	臼井茂臣	50番	中野治郎
51番	白木健		

欠席議員（2名）

18番	堀守	32番	林和治
-----	----	-----	-----

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	内藤正行	助役	高木巧
収入役	守屋太郎	教育長	高橋茂徳
参与兼合併 部外室長	新谷哲也	総務部長	溝口義弘

企画部長 高橋 武夫
健康福祉部長 中村 節
上下水道部長 林 賢一
根尾
総合支庁長 島田 克広

市民環境部長 土川 隆
産業建設部長 服部 次男
教育委員会
事務局長 堀部 秀夫

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会議務局長 富田 義隆
議会書記 杉山 昭彦

議会書記 今村 光男

午後 1 時00分 開議

議長（村瀬 治君）

私より報告を二つほどいたします。

最初に、欠席議員の報告をします。

きょうは18番の堀さんと32番の林さんが欠席でございます。2名の欠席がありましたので、報告させていただきます。

もう一つ、写真撮影の許可でございますが、議会だよりの掲載のため、議場内を及び一般質問の場面を議会書記が撮影することを許可しましたので、御報告を申し上げます。

開議の宣告

議長（村瀬 治君）

ただいまの出席議員は47人であり、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（村瀬 治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に議会会議規則第81条により、議席番号24番 小川幸雄君と25番 園部隆雄君を指名いたします。

暫時休憩をいたします。

午後 1 時03分 休憩

午後 1 時04分 再開

議長（村瀬 治君）

再開いたします。

日程第2 議案第38号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第2、議案第38号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第38号は、産業建設常任委員会に審査を付

託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第38号は産業建設常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

日程第3 議案第39号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第3、議案第39号 本巢市都市計画審議会条例についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、どうぞ。

46番（鵜飼静雄君）

2点ほどお伺いしたいと思いますが、第2条で審議会の委員の中身が書いてありますが、1番で市会議員、2番で識見を有する者。特に市議会議員を選ぶことの是非については前回の議会の際に申し上げましたので、2番目の識見を有する者について、ひとつお伺いをしたいと思います。

特に、この都市計画審議会というのは非常に専門的な知識・経験等が必要なところではないかというふうに、都市計画法なんかを見ておりますと思うわけですね。そうしたときに、通常の委員の選び方ではよくないだろうというふうに考えます。そう言いますと、後ほどに専門委員を若干置くことができるというふうなところからというふうにひょっとしたら言われるかもしれませんが、しかしそれはそれとして、もともとの審議会自体に、まさに専門的な人が複数、何人がいることが必要だろうというふうに、その都市計画審議会の中身を見たときに思うんですが、そのあたりをどのように考えておられるのかということが一つと、それと専門委員は意味はわかりますけれども、臨時委員は一体どういう場合を想定されて考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

議長（村瀬 治君）

産業建設部長、答弁。

産業建設部長（服部次男君）

お答えします。

議員の御指摘がございました識見を有する者の委嘱につきましてでございますけれども、やはりこういった都市計画区域内の諸問題について審議していただくに当たりまして、御指摘がございましたような専門的な知識がある方々に対して委嘱するということについて検討してまいりたいというふうに思っております。

臨時的に委員を置くことができるということでございますが、審議の内容について、例えば交通安全関係とか、そういうことで臨時的にそういった関係機関の委員さんを置いている事例があるものですから、そういうことについても、ここで臨時的に置くことができるということで、第3条で規定させていただいたわけでございます。以上です。

議長（村瀬 治君）

ほかにございせんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第39号は、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第39号は産業建設常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

日程第4 議案第40号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第4、議案第40号 本巣市監査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第40号は、総務常任委員会に審査を付託したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第40号は総務常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

日程第5 議案第41号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第5、議案第41号 本巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第41号は、総務常任委員会に審査を付託したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第41号は総務常任委員会に審査を付託することに決定を
しました。

日程第6 議案第42号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第6、議案第42号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第42号は、総務常任委員会に審査を付託し
たいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第42号は総務常任委員会に審査を付託することに決定を
しました。

日程第7 議案第43号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第7、議案第43号 本巢市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条
例についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、どうぞ。

47番（川村高司君）

お尋ねをいたします。今回の改正の内容で、つけ加える部分が「市長部局の部長の例による」を
加えるのは、いわゆる本巢市の状態に合わせてそれをなぶるという意味なのか、それとも一般的に
こういうことをするのか、この改正によって起こる変化についての説明をお願いします。

議長（村瀬 治君）

総務部長、答弁。

総務部長（溝口義弘君）

お答えをさせていただきます。

この件につきましては、本来、条文の整備ができておらなくて、今回、整備をさせていただいた
ということございまして、準則によりまして準則どおりの条例ということ御理解をいただき

いと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（村瀬 治君）

川村君。

47番（川村高司君）

三役と教育長との内容から行くと、三役と同じような扱いということでは、準則をつけ加えることは逆に三役との考え方から外れるということになるんですが、その考え方の基本はどういうところにあるんですか。

議長（村瀬 治君）

総務部長、答弁。

総務部長（溝口義弘君）

常勤の特別職という取り扱いで、今、議員さんがおっしゃるように、三役さんと同じような勤勉手当てはなしというようなとらえではないかという御質問でございますけれども、教育長におきましては、すべてこのような取り扱いということで、内容的になぜと言われても、私の方は準則から持ってきてこういう形をとらせていただくということで、御理解いただきたいと思っております。

議長（村瀬 治君）

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第43号は、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第43号は総務常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

日程第8 議案第44号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第8、議案第44号 本巢市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第44号は、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第44号は総務常任委員会に審査を付託することに決定を
しました。

日程第9 議案第45号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第9、議案第45号 本業市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議
題といたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

2点、伺います。

一つは、説明資料をいただきました。その中に、改正の内容として第2条関係の中に、災害の現
場付近にいる者に対して、人命救助等の作業に従事させることができるようになったというふう
に書いてあります。今回の改正は、航空消防隊に属する云々、そのあたりが加わったということによ
りますけれども、だから今回の改正とはある意味では直接かわりはありませんけれども、もとも
とこういう内容であったというふうに思いますが、この文字どおり読めば、作業に従事させること
ができる、させることができるということは、いわば命令ができるというふうにもとれるような書
き方がなされておりますけれども、そこまでの権限があるのかなとちょっと疑問に感じましたの
で、そのあたりのことをお伺いがしたいということが一つと、もう一つは補償の基礎額が全体的に
減額されています。減額され、なおかつ施行日が4月1日ということになれば、不利益処分の遡及
適用ということに当たるのではありませんかという2点です。

議長（村瀬 治君）

総務部長、答弁。

総務部長（溝口義弘君）

お答えをさせていただきます。

まず第1点目の取り扱いの件でございますけれども、これにつきましては、今おっしゃるような
形で、この条例改正の中での国からおりております準則どおりの改正ということでございますの
で、そこまでの権限があるかということですが、権限があるというふうには解釈をせざるを
得ないというふうに思いますし、今回補償額の改正になりましたのは、それだけの今、給与額的に
下がってきているという中から、所得水準が下がってきているという中から今回こういう改正が出
たということでございますので、御理解をいただきたいと。ただ、遡及ということですが、
この部分については、確かに不利益ということになるかと思っておりますけれども、本市においては該当
というのはございませんので、その点、御理解いただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（村瀬 治君）

はい、鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

細かいことは、また委員会でできれば詰めてほしいと思いますけれども、一つ目については従事させることができるというのは、あくまでも文章的に表現すれば命令をすることですね。たまたま火災の現場とか災害の現場に民間人がいた場合に、その人に従事をさせることができるというふうにとりますよね。ということは、全くの素人の人を、ちょっと人手が足らんから何かせよという命令を下すことができるというふうに解釈をしているわけですか。私は、通常は今の法体系の中で考えれば、そのあたりは要請はすることができるだろうと。お願いはして、それをやらせれば、そのことによって被害があれば公務災害の対象になるだろうというふうには思いますけれども、それは必要において消防団員なり、今回でいえば航空消防団員が活動に参加せよという命令を下してやるという、そこまでの権限を与えられているとはとても考えられないんですが、どうなんでしょう。ということと、二つ目は遡及適用の問題については、たまたま対象者がいるとかいないとかいう問題ではなくて、法体系の、法律上の問題として遡及適用の条文が存在すること自体が問題なんではないですか。それが日本の今の法律のあり方だと思うんですね。といいながら、国は結構それを破ったことをやっていますけれども、だから国が破っているから、地方もいいというふうにはならないんで、だから理論的に考えても成り立たないと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（村瀬 治君）

総務部長、答弁。

総務部長（溝口義弘君）

お答えをさせていただきます。

まず遡及の部分でございますけれども、この部分については確かに不利益ということでありませうけれども、国からの指示という中から、こういう形で市町村の条例も整備をするということでございますので、よろしく願いをしたいと思っております。

それから現場に居合わせた場合において、非常の場合、どうしても人手が足りないという場合について、お願いをする場合についての解釈というふうで御理解をいただきたいと思っております。

議長（村瀬 治君）

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第45号は、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第45号は総務常任委員会に審査を付託することに決定を
しました。

日程第10 議案第46号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第10、議案第46号 本巢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改
正する条例についてを議題とします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第46号は、総務常任委員会に審査を付託し
たいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第46号は総務常任委員会に審査を付託することに決定を
しました。

日程第11 議案第47号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第11、議案第47号 本巢市印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、川村君。

47番（川村高司君）

先般、私はこの条例の改正が上程される前に、他市の動向としてこういうものがあることとい
うことで当局に問い合わせをいたしました。そういうものがあるのかないのか。そうしたら、そのとき
の答弁はないという話でした。それは時期的になくて、ないという返事があったのかもかもしれません。
ただ、もしそうだとするならば、きょうのこの上程にかかった時点で、それまでに、実はそのとき
の御質問については変更があったという訂正の返事なりがあってもいいと思うし、同時に、今回の
場合でいけば、国の指導でなったんだろうと思うんですが、そういうものは一体、こうした議案等
になってくる段階でどの程度確定をするのか。部署によって、例えば部署が違ったために全く違っ
た返事が返ってきたのなら、それでは逆に質問する方も相当その内容を周知していないと質問もで
きないということになるんですが、その辺の条例を上程する経過についても含めて、ちょっと御答
弁をお願いします。

議長（村瀬 治君）

市民環境部長、答弁。

市民環境部長（土川 隆君）

今、指摘のありましたことについては、担当課の担当者の認識不足ということで、まことに申しわけなく思っております。今後はこうしたことのないように、適切・適正に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（村瀬 治君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第47号は、環境福祉常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第47号は環境福祉常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第12 議案第48号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第12、議案第48号 本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号は、環境福祉常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第48号は環境福祉常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

日程第13 議案第52号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第13、議案第52号 平成16年度本巣市一般会計予算についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第52号のうち、総務部、企画部、議会事務局、根尾総合支庁に属する予算及び他の委員会に属さない予算については総務常任委員会に、市民環境部、健康福祉部、根尾総合支庁に属する予算は環境福祉常任委員会に、産業建設部、上下道部、根尾総合支庁に属する予算は産業建設常任委員会に、教育委員会に属する予算は文教常任委員会に審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第52号については、それぞれの所管の四つの常任委員会に審査をお願いすることに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 1 時28分 休憩

午後 1 時42分 再開

議長（村瀬 治君）

ただいまの出席議員は47人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 議案第53号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第14、議案第53号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第53号については、環境福祉常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第53号については、環境福祉常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

日程第15 議案第54号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第15、議案第54号 平成16年度本巢市老人保健医療特別会計予算についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第54号については、環境福祉常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第54号については、環境福祉常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

日程第16 議案第55号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第16、議案第55号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第55号については、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

日程第17 議案第56号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第17、議案第56号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計予算についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第56号については、産業建設常任委員会に審査を付託す

ることに決定をいたしました。

日程第18 議案第57号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第18、議案第57号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計予算についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第57号については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第57号については、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

日程第19 議案第58号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第19、議案第58号 平成16年度本巢市水道事業会計予算についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第58号については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第58号については、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

日程第20 認定第1号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第20、認定第1号 平成15年度本巢町上水道事業会計決算についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております認定第1号については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第1号については、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

日程第21 認定第2号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第21、認定第2号 平成15年度真正町水道事業会計決算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております認定第2号については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第2号については、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

日程第22 認定第3号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第22、認定第3号 平成15年度糸貫町上水道事業会計決算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております認定第3号については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第3号については、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

日程第23 請願第1号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第23、請願第1号 教育基本法の早期改正を求める意見書提出に関する請願についてを議題

といたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております請願第1号については、文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、請願第1号については、文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第24 請願第2号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第24、請願第2号 子どもたちの健やかな発達のために、教育基本法を守り生かすことを求める請願についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております請願第2号については、文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、請願第2号については、文教常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

ただいま各常任委員会に付託しました議案の付託表をお手元に配付いたします。

〔議案付託表配付〕

念のため申し上げます。

総務常任委員会は6月22日、本庁舎3階第1委員会室でお願いをいたします。環境福祉常任委員会は6月24日、真正分庁舎3階第1委員会室でお願いをいたします。産業建設常任委員会は、同じく6月24

分庁舎3階第1委員会室でしたいと思っております。よろしくお願いをいたします。以上です。

日程第25 一般質問

議長（村瀬 治君）

これより日程第25、市政一般に対する質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

質問者の順序は受け付け順です。

最初に、44番 稲葉信春君の発言を許します。

44番（稲葉信春君）

通告してあります一般質問は4件ございますが、順次質問いたしますので、当局の方の答弁をお願いしたいと思います。

一つといたしまして、次世代育成支援推進法公布に伴う地域行動計画の策定準備についてであります。

2003年7月16日次世代育成支援対策推進法が公布され、社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される環境の整備を進めるため、自治体は地域行動計画を2005年3月31日までに決定・公表しなくてはなりません。それに伴い、以下の点につきまして質問いたします。

当自治体では、地域行動計画の策定準備に取りかかっていると思いますが、現在の進捗状況はどうなっておりますか。

2点目といたしまして、現在、協議会を設置するなど、具体的な対応はされていますか。また協議会の設置がされていなければ、早急に協議会を立ち上げ、有識者等に加えて地域の労働組合の代表者や、働く女性を協議会の委員として参画ができるよう御配慮していただきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。お尋ねいたします。

2点目といたしまして、市の木、市の花等の策定でございます。

先般、立派な市章が決定され、大変おめでとうございます。しかし、さらにこの本巢市の木、市の花、市の鳥等が策定されるものと思っておりますが、その構想がありましたらお聞かせいただきたいと思っております。

3点目は、自治会の行事すべてに不参加という考え方は、どこから出るのかを尋ねたいと思っております。

各自治会の行事には、市は一切タッチしない、つまり参加しないと言われております。何か合併しましたら冷たくなったんじゃないかなというふうに思われるわけでございます。自治会の集会や総会等に出席する、これは100幾つもある自治会に出るということは不可能だろうとは思いますが、これはよくわかるんですが、しかし、今現在、私の住んでおります宝珠ハイツのように、北は北海道から南は沖縄まで、日本各地から集まってきてできた団地でございます。夏祭りを行うときにも、中学生の子供さん等の非行問題がありますので、一緒になって行事を行うというふうに思っているわけでございます。宝珠ハイツに一国一城のあるじとして参りました皆様、定年を過ぎまして、そしてやれやれという思いの中で、さて本巢市というところはどういうところだろうなあというようにときに、やはり自宅と会社をピストン輸送している中において、定年を過ぎましてもなかなか周囲のことがわからない。どこそこへちょっと行って遊んでいこうかなというときでも、それができかねていると。特に隣は何をする人ぞというようなことから、実際に隣の御主人の顔も満足に知らないというような中におきまして、自治体が主体となって、少しでも本巢市の中の一自治体ではございますけれども、この宝珠ハイツの中で皆さんが十二分にコミュニケーションをとりなが

ら、生活を援助していくというようなことの中から、夏祭りを開いたり、それから敬老会のようなもの、高齢者の懇親会を開いて、そしてきのうまで全然面識のなかった仲間たちが、そういうものを通じながらコンセンサスを広げていくということで、そうしますと、ああ、あの人は隣のあの人がだったかということから、言葉もかけていくというようなことであります。

先般、13日に芸能のプロを呼んで歌謡ショーをやったんですが、町の方へ連絡をいたしましたけれども、だれ一人顔を出していただけませんでした。大変情けなく思ったわけでございますが、そういう中におきまして、やはりそういうプロの歌手を通じながら、お互いにプロの歌手と一緒に歌う。過去は執行部の方もそこへ出てきて歌っていただく、そういう中において、ああ、本巢市はいいところだなあというようなことから、今までは住民もこの自治体に対して理解を重ねてまいりましたわけでございますけれども、先日のように、やはり私たち自治会の役員だけで行うということには、やはり無理があるじゃないかなと。そこにやはり本巢市の方からどなたでもいいから来て、一言、御苦労さんと。だてに年をとったわけではありませんので、1年に一つずつ年をとっていきまして65歳以上になるわけでございます。宝珠ハイツもできまして23年、やはり23年前はみんないっぱしの若い中におきまして働いたわけでございますけれども、今そういうような現状であります。約 544世帯 1,800人の人口の中で、65歳以上の方が百三、四十名お見えになるというようなことから、そういう中におきまして、そういう人たちのコミュニケーションを少しでも深めていきたいと、そういうのが歴代の自治会の役員の考え方でありまして。

また、もうじきお盆が参りますけれども、今、青少年の非行が叫ばれております。私たちの団地といたしましても小学生、中学生に一つの店を持たせて、そして子供に自由にやらせると、大人はお金と相談だけするだけだということにおきまして、子供とのコミュニケーションを悪かったものが、そういうものを通じながら、次の日になりますと子供が大きい声で「おはようございます」というようなことで大人に接していく。そういうようなことから、子供さんに対してでも、やはり学校の方へも招待状を出しますので校長先生等が来ていただけるわけでございますけれども、町の方も一切そういうものに出ないという何か確認だということを知っておりますので、そうするとそういうものにも出てきてくれないのかなということで一抔の不安を覚えますし、やはり我々、地域住民が少しでもいい子供さんをつくっていききたいなあという中において、私たちだけじゃなしに周りの方が一緒になって援助していただければ、大変ありがたいというふうに思っているわけでございます。

そういう中におきまして、高齢者の懇親会とか夏祭り、こういうものに本巢市の 100幾つある自治会の中で、幾つ、どれだけの方がそういうことをやっているだろうなあ、まさか全部やらないだろうなあ。二つか、三つなら回ってこれるんじゃないかなと、顔を出せるんじゃないかなというふうにも思ってくるわけでございます。長野の田中知事は、住民とのコンセンサスを広めるために部屋を改造してガラス張りにしたということで、少しでも住民との対話を広げていきたいというように報じられておりますけれども、本巢でも少しでも住民との対話を進めてもらうという意味から、そういうものに出していただくと。そして福引の抽せん会等があるんですが、大

きい1等、2等の抽せん会になりますと、今までは町長等が出ていただきまして引いていただいたわけですが、行政のキャップ等々が来て皆さんの前でそういうことをしていただければ大変皆さんも喜んで、ますます本巢に対して愛着を感じてきますし、もっともっとお互いがよくしていきたいなというふうにも思ってくるわけでございます。

おくれましたけれども、先日、うちの団地の大掃除をやりまして大変助かりました。2名ほど軽いけがを、切ったりなんかしてけがをした人もございましたけれども、大変、十二分に大掃除ができて、住民は大変喜んで感謝をいたしております。まことにありがとうございました

4点目でございますが、投票所の増設でございます。

御存じのように、今、南部の方は日本巢管内、山口から徳山団地のところまで、1ヵ所で町のここで行うわけですが、余りにも遠くて棄権者がふえてきているという実態であります。何か見てみますと、他にもこのことで質問をなさる方もお見えになりますので、邪魔にならん程度に質問をさせていただきますけれども、以前は文殊の、あれはなんていうんですかね、私もこの生まれじゃないもんで、あまりはっきり言えませんが、文殊の支所というんですか、そこで投票所を開いておりました。そのためにうちの団地、徳山団地、文殊団地等々が大変近くございまして、投票率も大変高かったと思っておりますが、ここに統一されてからは大分投票率も下がってきているというふうに思っております。

よく選挙になりますと街宣車が棄権防止に走っておりますけれども、それも一例でありますけれども、やはり少しでもたくさんの方に投票していただくには、前にもあげましたように近くのところに増設していただくということになれば、もっともっと投票に行く人がふえてくるということで、棄権防止にもなるんじゃないかなと。費用もかかると思いますが、棄権防止から見合わせると1ヵ所にしたよりも、この文殊を二つにといいますが、山口から南を二つぐらいにして、そして住民が十二分に投票に行けるように、これも先ほどから申し上げましたように高齢化が進んでおりますので、足の不自由な方がたくさんお見えになります。そういう方たちのことも思って、何とかできたら投票所をもとのようにふやしていただきたいなというふうに思っております。

4点、取りとめのないようなことを申しましたが、1点目は、次世代育成支援推進法公布に伴う地域行動計画の策定準備につきまして、2点目は、市の花、市の木等々の策定につきまして、それから3点目は、自治会の行事にすべて出てこれないのかなということ、4点目は、投票所の増設をひとつよろしくお願ひしたいという四つをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（村瀬 治君）

次世代育成支援推進法公布に伴う地域行動計画の策定について、健康福祉部長より答弁を求めます。

健康福祉部長。

健康福祉部長（中村 節君）

稲葉議員の、次世代育成支援推進法公布に伴う地域行動計画の策定の事務についての御質問にお答えを申し上げます。

議員の御承知のとおり、行動計画にか係る規定が平成17年4月1日より施行されることから、国が示した行動計画策定指針に基づいて平成16年度中に行動計画を策定し、平成17年度から10年間の集中的かつ計画的な取り組みを推進することとなっております。

また、市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即して、次世代育成支援対策の実施に関する総合的な行動計画を策定し、公表しなければならないとなっております。

そこで(1)の御質問の進捗状況についてでございますが、平成15年11月より計画のデータとして未就学児童の保護者及び就学児童の保護者に対しアンケート調査を実施し、次世代育成支援地域行動計画調査報告書として取りまとめております。ここに持ってきましたが、根尾村の調査報告書、本巣町の調査報告書、糸貫町の調査報告書並びに真正町の調査報告書でございます。

また、平成16年度においては地域行動計画を策定するに当たりまして、本巣市次世代地域行動計画策定委員会設置要綱を定め、15名の行動計画策定委員に委嘱させていただきまして、第1回地域行動計画策定委員会を6月1日に開催し、委員長には市議会議員の環境福祉常任委員長であります川村高司氏が選ばれ、また副委員長には民生児童委員の連合協会の会長でございますが矢野進氏が選ばれ、行動計画の策定について御協議をいただきました。また先日、愛知県の方へ先進地の研修も実施いたしまして、既に行動計画の策定に着手しております。今後、広報紙等によって地域住民への周知を図ってまいりたいと考えております。

また(2)の御質問についてでございますが、協議会の設置がされていますかでございますが、前に述べましたとおり委員会を立ち上げまして、働く女性参画でありますように5名の委員を女性といたしまして、働く立場からの御意見もいただけるものと考えております。

いずれにいたしましても、策定期間が大変短く、効率的に策定していく必要がございます。今後、四、五回委員会を開催する予定でございますが、やはり少子化対策につきましてこれ以上の推進をまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

議長（村瀬 治君）

次に市の木、花等の指定についてと投票所の増設については、総務部長の答弁を求めます。

総務部長（溝口義弘君）

それでは議長の命によりまして、稲葉議員の2点目の市の木、市の花等の策定についての御質問にお答えをさせていただきます。

市の木、市の花の策定につきましては、平成14年7月3日に開催されました第4回の合併協議会におきまして、市の慣行の取り扱いにおいて、市民憲章あるいは市章、市の木、市の花、市の魚、市の歌、市の鳥は新市において調整するということで確認をされているわけでございます。市章につきましては、御承知のように5月に制定をいたしたわけでございますけれども、市の木、市の花等につきましても、現在、先進地の事例等を参考に、その選定方法等について今検討を進めているところでございます。なお、選定に当たりましては、議員の皆さんからの御意見をいただき、また

市民の皆さんの参加を求めながら制定に向けて取り組んでまいりたいと存じますので、今後とも御理解・御協力を賜りたいというふうに思います。

続きまして、4点目の投票所の増設についてということの御質問でございます。

昭和44年、自治省の選挙部長の通知により、選挙区の増設については投票における選挙人の利便を図り、あわせて投票管理事務の合理化を促進するに当たり、都市化及び過疎化に伴う選挙人の集団の状況、投票区の地形及び交通の利便等、地域の特性を十分に考慮した上、次の申し上げる3点の事項について積極的に措置するようという通知があります。

その第1点目につきましては、投票所から選挙人の住所までの道のりが3キロ以上ある投票区の分割・再編の措置により、遠距離地区の解消に努めること。第2点目は、一投票区の選挙人の数がおおむね3,000人を超える投票区にあっては、おおむね3,000人を限度として投票区の分割を行い、投票区の規模の適正化を図ること。第3点目は、投票所から選挙人の住所までの道のりが2キロ以上あって、かつ投票区の選挙人の数が2,000人を超える投票区については再検討を行い、投票区の増設に努めることということでございます。

そこで、県内におきましても、平成10年に古川町の投票区におきまして、選挙人3,000人以上を理由に分割された例、あるいは同じ年に白鳥町の二つの投票区をそれぞれ2分割した例があります。一方、平成12年に中津川市の1,300人前後の3投票区を2投票区に、平成15年に白川村の30人足らずの2投票区を1投票区に、同様な例としまして、平成16年に上矢作町におきましても統合が行われたという例があります。

本市におきましては、現在、根尾地区は10、それから本巣地区は8、糸貫地区は4、真正地区は2、計24の投票区になっておるわけでございます。この中には、御指摘のように一投票区の選挙人の数が3,000人を超える過大投票区が、先ほど御質問があった本巣南投票区、真桑投票区及び弾正投票区の三つの投票区があります。その反面100人未満の投票区が根尾地区で3、本巣地区が一つの計4投票区となっております。これらの投票区におきましても、本巣南投票区のように、実は平成10年度に3投票区を統合した投票区、それから平成元年には根尾地区の奥地の投票区を統合した投票区といったように、地域の実情と特性により現在の投票区となっております。おわけでございます。

今後、本市におきましても選挙部長の通知を踏まえ、選挙人の投票の機会の公平性に努め、地域の実情と特性に配慮し、また投票所と投票を行う施設・場所を考えながら、行政改革面を視野に入れながら、大事な一票をむだにしないよう、地域住民の意見を十分お聞きした上で本巣市選挙管理委員会にお諮りをいたしたいと存じますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（村瀬 治君）

自治会の行事すべてに市幹部の不参加について、市長の答弁を求めます。

市長（内藤正行君）

自治会の行事への参加についての考え方はどうかということで御質問を賜りました。

御存じのように3町1村が合併いたしまして本巣市となりましたが、自治会の数も115というふうに大変ふえているわけでございます。それぞれの自治会では行事・イベント等々を行っております。

して、大きい、小さいにかかわらず自治会活動、自主自立的に活動をなさっておられるわけでございます。宝珠団地は大変大きな団地でございます、先ほど御披露がありましたように自治会活動を熱心に行っていたいで、ともどもの融和と触れ合い、地域づくりに御尽力をなさっているということでございまして、心から敬意を表する次第でございます。

そうした中で、子どもがそれぞれの行事、あるいはイベント等に各区、自治会に出かけるということにつきましては、大変厳しい状況にありまして、その辺につきましては、大きいところであるから行ったとか、あるいは小さいところだから行かないというふうなことになってはいけませんし、またイベント、あるいは行事は、本来は自主的な活動を行っていただくということを趣旨にするものではないかと思うものでございます。

そうしたことで今回、一つの基準を設けなきゃいかんということで、設けさせていただいております。したがって、それをちょっと御披露いたしますが、各自治会単位の行事につきましては御無礼をさせていただきまして、各種補助団体等が幾つかそれぞれありますが、そうした団体等の小学校単位の行事につきましては、部長クラスで対応させていただきたいと、それからまた各種の補助団体等で中学校単位の行事におきましては、これは三役、教育長を含めて四役といいますが、そういうクラスでお世話をさせていただくと、これは総会、研修会、慰霊祭、あるいは運動会等々があるわけでございますが、そういうような形で対応させていただきたい。また、幼稚園の卒園式等につきましては、四役で対応をさせていただきますとともに、幼稚園の運動会、文化祭等につきましては教育長で対応していただくと。さらに商工会の行事とか民間企業の行事、あるいは大きな神社の例祭等もございまして、こういったものにつきましては三役で対応をさせていただきたいと。このように仕分けをさせていただいているところでございます。

そうした中で、当然、市執行部としましては地域の方々と十分意思疎通を図り、また仕事の面におきましても調整、あるいは御指導いただくこともたくさんあるかと思いますが、そういう自治会とのつながりを強めていきたいと、こういうふうを考えておりまして、御承知のように旧町村単位の自治会が構成されておりますが、さらにその上部としては連合会も組織していただいております。そういう中で、皆様方と話し合いをしていく場、あるいは御意見を聞く場、要望を聞く場というふうなことで地域座談会というものを開催してまいりたいと、このようにして連合自治会の折にも申し上げております。

市長としましては月に1回くらい地域へ出かけまして、そうした場に出席をさせていただきたいと、このように思っております。そのやり方につきましては、各自治会長さん方で御相談いただきまして、特定の区へ来なさいということでしたらそのようにさせていただきますし、いや、うちの方は小学校単位の区が集まって、そうした場で一緒にやりたいというお話があるところも既にあるようですが、そうしたところにはそのように対応をさせていただくということで、できるだけ私としましては市民の方を自治会を通じて御対応させていただきたいと、このように思っている次第でございます。

また、行政の施策推進のために市民の皆様方に御理解をいただかなきゃいかんこととか、特定の

ことで御要望があることがあろうかと思いますが、そうしたことにつきましては、御要望の向きを申しただきまして、これこれのことにつきまして、当自治会に出かけて話し合いをしてくれというような御要望をいただきました折には、担当部長がそれぞれ参りまして皆様方とお話し合いをさせていただくと、こういうふうなことも考えさせていただいておるわけでございます。そんな形で、できるだけ市民の皆様との接触の機会を設けまして、意思疎通を欠くことのないように努めてまいりたいと、このように思っている次第でございますので、よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

〔44番議員挙手〕

議長（村瀬 治君）

稲葉君。

44番（稲葉信春君）

再質問させていただきます。

1点目の問題点につきまして、詳しく委員会の構成等、今説明があったわけでございます。そして女性も5名参加しているというようなことであったわけでございますけれども、働く仲間と申しますか、この協議会の中には労働組合的な団体の代表の方がお見えになるのかならないのか。もしお見えでないようでしたら、なぜそういう方を入れなかったのか、ひとつ質問をさせていただきたいと思います。

それから、2点目はよくわかりました。

それから、4点目もひとつよろしくお願ひしたいということで、答弁はよろしゅうございますが、3点目のことにつきまして、どうも私はまだ納得し切れないわけでございます。

大きい小さいは別といたしましても、そこに住んでおる住民がこぞって、100人おれば100人、1,000人おれば1,000人の人間がこぞって何か一つの行事をやろうとするならば、自治会の総会とかそういうことと違いまして、老いも若きも、男も女も全員が参加するような行事には、執行部の方からどなたか出向いていただいて、「御苦労さんやのう」と一言ぐらい声をかけてもらってもいいじゃないかなあというふうにするわけでございます。そういうことによって、やはり地域の住民と、そして行政との和が一段と強まってきて、住民がその行政に対する理解も深まってくるんじゃないかなあというふうにおもっておるわけです。ですから、その自治会の行事には一切出られませんかよという、何か受ける住民は冷たいなあというふうにおもっておきまして、私としてはその地域全体が、もう赤ん坊からお年寄りまで、ありとあらゆる人が全部参加するような行事には出られないのかなあ。そうすれば、その住民は一堂に会して執行部の顔も覚えられますし、それは執行部もやはりその住民の生きざまも見られるというふうにおもっておきまして、この2点につきまして、もう一度答弁のほどをお願いいたします。

議長（村瀬 治君）

執行部、答弁。

健康福祉部長（中村 節君）

ここで失礼いたします。

労働組合の方をという話がございましたが、私どもはこれは本巢市の中の商工会代表ということで、1名、現在本巢町の商工会長を入れてございます。御理解願いたいと思います。

議長（村瀬 治君）

もう1点につきまして、市長、答弁。

市長（内藤正行君）

稲葉議員の自治会参加への再質問にお答えいたします。

イベント・行事等に参加できないかという再質問でございますが、これにつきましては、それぞれの自治会が、小さければ小さいなりにそれぞれの思いを持って行事等々を行っていらっしゃるわけでございます。確かに私どももそれぞれの自治会へ出向いていきますと、本当に歓迎していただきまして、喜んでいただけるわけでございますし、そうしたことは大事かと思いますが、これだけの自治会に、特定のところだけというわけにはいきませんし、すべての自治会に公平に対応していくということは大変難しゅうでございますので、自治会の皆様方とのおつき合いは、市長懇談会なり部長懇談会等々で実施が可能でございますので、そういった形でお願いをいたしたいと思う次第でございます。

〔44番議員挙手〕

議長（村瀬 治君）

はい、稲葉君。

44番（稲葉信春君）

最後にもう一度質問させていただきます。

今、市長は、自治会の行事にはノーというようなことございました。それから100幾つもある自治体にはそう出てこれんということだろうと思いますが、それは当然だろうと思います。私もそれぞれ各100幾つもある自治体のところへ全部出向くというのは、不可能だろうというふうに思います。しかし、そこに住んでみえる子供さんも大人も、若い人も、御老人も全部が参加して行うような行事には、それくらいは本巢市の中の100幾つある自治会の中で、それほど私はたくさんないというふうに思っているわけでございますけれども、そういうのには考慮してもらって、何も市長さんに出てくれと言うんじゃないので、執行部の方からどなたでも、たくさんお見えになるんで、行って一言言葉をかけていただければ、子供さんは子供さんで大変喜ぶだろうなあと。子供の参加をする、そういうものに校長先生等も出てきて、一緒になってやっていただくということを実際に今までやっているわけでございますので、それががらっと変わったからといって、だれも来ないよというのでは、住民も何となく冷たくなったなというふうにとりますので、もう一度考慮していただいて、急にはなんですので、決められた以上仕方ありませんが、もう一度血の通った行政を考えていただきたいなということで要望いたしまして、私の質問を終わります。以上です。

議長（村瀬 治君）

続きまして、24番 小川幸雄君の発言を許します。

24番(小川幸雄君)

3点についてお尋ねいたします。

まず農業の将来についてでございますが、どこの農家でも農業の後継者に頭を痛めていることと思います。我々の時代は曲がりなりにも農業を受け継いで守っております。しかし、農業は経営そのものより先祖から受け継いできた農地をまた資産として守り、後世につないでいかなければなりません。これが現代を受け持つ我々として大事なことと思います。しかし、採算のとれない農業の経営を次代の者たちに押しつけることはできません。農業を守りしなければならないために、今の主要な職業をなおざりにすることはできません。

さて、これらを解決する方法は、担い手農家への委託、あるいは地域において農業の経営及び農作業の受委託の法人組織をつくることでもあります。既に各地で行われつつありますが、現状ではできていても、将来、委託者が多くなった場合、対応していけるのか、心配される点が多いと思います。本巢市としては、これらの受託組織の健全育成を急ぐ必要があると思い、そのために市としても援助することを考えなければなりません。

質問したいのは、現在、担い手農家の実情はどうなっているのか。また、法人化組織は本巢市内で何組織あり、経営は成り立っているのかお聞きしたいとともに、将来の本巢市内の農業のあり方をどうするのか、考えをお聞きしたいと思います。

2点目として、親と子の教育についてお尋ねいたします。

なぜ親と子の教育としたのか、これから論ずることは一部にすぎないと思いますが、最近、幼児の虐待等、目を覆いたくなる犯罪が頻繁に報道されているし、青少年の犯罪を見た場合、おおよそ親の育て方に大きく影響されている気がしてならないと思います。

親は子供が欲しいから産んだのであり、また育てようとしたのであります。青少年が簡単に人を殺すという軽い考え、行動、世の中はどうなっているかを思うとき、やはり親の責任が大きいと考えられます。本巢市内ではまだそうした例は聞かないが、学校での問題行動について、先生が注意するとすぐに親から苦情が来る。また、教育委員会でも話題になり、報道につながってくる。私は、学校でも非行に走る子供の家庭を見ると、親の愛情、しつけが足りないと聞かされております。また、子供に朝食を与えず登校させるような例も耳にしております。こうしたことは一部の親にすぎないと思いますが、善良な子供を育てるために大いに論じ合うことが必要だと思えます。本巢市においてそのような例はあまり聞かないが、私は今後、子供の教育と同時に、親の教育をする必要があると思えます。質問したいのは、本巢市内の実態はどうか。また、こうした問題をどう考えておられるのか。転ばぬさきのつえとして、親を含めた乳幼児期から青少年の教育をどうしようとされているのかお尋ねいたします。

次に、3点目として西部連絡道について尋ねをいたします。

合併の最重点プロジェクトとして、西部連絡道建設を盛り込んだことは正解でありました。国道157号は北部で2車線のため現在でも渋滞しているが、東海環状線でインターができた場合、さらに渋滞が激しくなり、交通が麻痺することは間違いなく、市の発展に大きな障害になると思いま

す。私は、本巢市がより発展するために、早く連絡道のできることを期待するものであります。幸い、本定例議会で予算審議される運びとなっており、ぜひ成立させたいと思います。

先般、総務委員会で線引きされた現地を見ましたし、全協で図面を見ましたが、一本の道路をつくらうとすると、土地の買収、また建物の移転等、困難な問題が生じてくるものであります。私は、行政と議会が一体となって、問題を克服しなければならないと思います。現在、線引きをしてある地域の住民にどの程度説明してあるのか、その反応はどうか、難しいと思われる点はないのか、スムーズに連絡道の完成を期待する者としてあえて尋ねいたします。

以上3点について質問をさせていただきました。御答弁をよろしくお願いいたします。

議長（村瀬 治君）

農業の将来について、また西部連絡道について、産業建設部長の答弁を求めます。

産業建設部長（服部次男君）

それでは、小川議員の農業の将来についての御質問にお答えをさせていただきます。

現在、本巢市内の担い手の数につきましては、約100経営体がございます。そのうち、認定農業者は31経営体であります。

認定農業者の主要作物の内訳につきましては、水稻中心が30%、施設野菜中心が26%、花卉中心が23%、果樹中心が10%、畜産その他が10%でございます。また、年齢構成につきましては、40歳未満が26%、40歳以上50歳未満が22%、50歳以上60歳未満が30%でございます。

農業法人におきましては、本巢市管内に17法人がございます。そのうち、施設の共同利用のみを行う1号法人を除くと、農業生産法人の数は6法人でございます。また、主要作物の内訳につきましては、水稻中心が2法人、花卉中心が4法人で、すべて認定農業者でございます。

なお、経営につきましては、全国レベルで頑張っておられる優良な経営体もございますが、このような経済状況でありまして、それぞれの経営体で努力はしておりますが、減収傾向であろうと推察いたしております。

今日の農業を取り巻く状況は、多方面の要因により大きく変化しており、また今後さらなる変化が予想されるところであります。本市の農業に関する課題は、御承知のとおり数多くあるところですが、農地流動化助成金、富有柿奨励金、生産調整に係る取り組み、県メニュー事業の実施、各農業振興団体への育成助成等に幅広く対応させていただいているところでございます。

さて、平成14年12月に米政策改革大綱が示され、対策が進められております。内容につきましては、一つ目として売れる米づくりの推進、二つ目として水田農業の構造改革の加速化、三つ目として農業者、農業団体による自主的・主体的受給調整の取り組みの推進の3点を目指しております。二つ目の構造改革の加速化であります。農業分野の中で土地利用型の水田農業が全国平均の3割の担い手集約率で、他の施設園芸、畜産等が9割を超えている現状、全国平均からするとであります。そういうことで、立ちおけている状況であります。本市においても全農地の3分の1で展開されている水田農業の構造改革を加速するためには、農地の集積化、利用調整を進め、一方で零細経営農家の過剰、不効率な設備機械投資の抑制を促す等の経営効率改善の推進と、来る制度と思

われる直接補償制度の対象となる経営体への誘導等を実施し、集落営農、認定農業者等の担い手を育成することが今まで以上に重要であると考えております。こういうことにつきまして、一步一步進めざるを得ないというふうに思っております。御理解のほどをよろしくお願いいたします。

3番目の、西部連絡道路についての御質問にお答えをいたします。

御質問の西部連絡道路につきましては、新市建設計画の最重点プロジェクトとして、通勤・通学、買い物など快適で安全な移動手段、新市の一体性、交通量の分散による交通停滞、交通事故の回避等、歩行者の安全の確保、また本庁と各分庁舎間の移動がスムーズになるように行政サービスの確保等、その効果が期待されているところであります。

地域住民の地権者への説明につきましては、基本設計が前年度完了しており、それに基づきまして路線の概略説明を6月から真正地区で実施しているところであります。今後、7月には糸貫地区で、本巢地区につきましては、その後、自治会長との相談の上、日程を決定し、実施したいと考えております。真正地区では、小栢地区の説明会が2回終了していますが、事業については協力的で、要望としては周辺整備、取りつけ道路、排水路の整備等がありました。

なお、本定例会に事業費といたしまして測量試験費、それから用地測量費を計上しておりますので、御承認後、引き続き地権者の立ち会いをお願いして、御理解をいただきながらこの事業を進めていきたいというふうに考えております。議員各位の御協力をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（村瀬 治君）

次に、親と子の教育について教育長の答弁を求めます。

教育長（高橋茂徳君）

まず小川議員の1点目の御質問にお答えします。

本巢市におきましても児童・生徒の問題行動、いじめや不登校の報告は受けておりますが、その発生率は全国、県と比べますとわずかでございます。このように比較的落ち着いた状態でございますので、さらに積極的な支援策を進めてまいりたいと考えております。子供の人格形成には、家庭の教育力が大きくかかわります。したがって、こんなときだからこそ、家庭と地域と学校と、それに行政のこの四者が一体となって、さらに一層緊密な連携のもとに、確かな教育行政、子育てをしていきたいと痛感しているところでございます。

次に、2点目の御質問にお答えします。

本巢市としましては、家庭の教育力向上への支援を積極的に図っていきたいと考えているところでございます。その方途として、乳幼児期からの家庭教育の充実に努めております。すべての幼稚園、保育所、小・中学校に家庭教育学級を開設し、親の教育力を高めることを考えております。子育て支援センターや教育委員会におきましては、専門の指導員が親の子育てに対する悩みや不安の解消を図り、子供の子育てに対しての喜びと自信が持てるように指導・援助を行っております。

また、各中学校には相談員を配置し、悩みがある子供に対して目標を持って学校生活を送れるように指導しております。真正分庁舎に適応指導教室を設置し、不登校児童・生徒がいなくなるよう

に支援をしております。

社会教育では、公民館等の各種事業において、子供たちが自分で選択し、さまざまな体験ができるような講座・教室を開設しております。また、地域社会で子供たちを育てる取り組みも「あいさつ運動」や「少年の主張大会」など、旧町村で行ってきました事業を発展させながら実施しているところでございます。

本巣市としての青少年の育成につきましては、本巣市青少年育成市民会議創設に向けて、準備委員会を中心に進めております。現在、市内各地域では特色ある活動を生かし、自治会長さんを中心にした青少年育成ネットワーク会議を設けて、地域の子供を地域で守り育てるための地域活動に取り組んでいるところでございます。

〔24番議員挙手〕

議長（村瀬 治君）

小川議員。

24番（小川幸雄君）

農業関係について要望でございますが、今、担い手農家については、農協でもこの問題を取り上げて、担い手の集い等を頻繁に行っているように聞いております。ぜひ、農業あたりとも連絡をとって、本巣市のために御努力をお願いしたいということでございます。これは要望でございます。

それから教育関係につきましては、いろいろ御努力をいただいておりますことはよく伺いました。敬意を表するわけではありますが、今、取りざたされております産後うつ病という問題が出てきております。産後うつ病ということによって、幼児の虐待にもつながるやに、いろいろ報道等もされておりますが、今後、妊婦とか、あるいは若い奥さん方に専門家を入れて、このような研修会等を行っていったらどうかというふうに思いますが、この点についてお尋ねをしたいと思っております。

議長（村瀬 治君）

教育長、答弁。自席で結構です。

教育長（高橋茂徳君）

ただいまの再質問にお答えしまして、関係機関とも十分に相談の上、設けなければならないことに関しては積極的に考えていきたいと思っております。

議長（村瀬 治君）

ここで暫時休憩をいたします。

3時20分から再開したいと思っておりますので、お願いをいたします。

午後3時02分 休憩

午後3時22分 再開

議長（村瀬 治君）

ただいまの出席議員数は47人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、23番 後藤寿太郎君の発言を許します。

23番（後藤寿太郎君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、ただいまより本日は2点質問をさせていただきます。執行部の答弁をよろしくお願いいたします。

まず最初に、本巢市の教育方針と心の教育についてということで質問させていただきます。

「国家百年の計は教育にあり」と昔から言われますように、本巢市の発展はひとえに人づくり、すなわち学校教育、家庭教育、その地域の教育のかかわりが大切だと思っております。

本市においては、まちづくりの将来像の中で「次世代を担う若い世代には、高度情報化・国際化など社会情勢の変化に適應できる人材育成を図るとともに、心の教育に力を注ぎ」と述べられております。教育・人材育成を大切にしていこうという決意が、本当にうかがえる内容であります。

市の広報紙や新聞紙上等で、本巢市の子供たちが学校や地域で生き生きと学んでいる姿が報道されています。例えば、私は本巢地区でありますので、本巢中学校の生徒たちが、35年間という長きにわたり、席田用水の清掃に取り組んでいることが新聞で報道されておりました。こうした地道な奉仕活動に汗を流すことが私としては大変うれしく、また意義のあることだと思っております。

しかしながら、先般、長崎県佐世保市で起きた児童による殺傷事件が象徴しているように、近年、青少年の粗暴化、非行の凶悪化、不登校問題等々、問題行動やモラルの低下、社会性の未熟さが顕著にあらわれ、社会問題化しております。昨今の社会情勢をかんがみると、このようなことはいつでもどこでも起こり得るのではないかと危機感を抱いております。これら子供たちにかかわる社会問題は、社会の急激な変化に伴い、子供たちが育つ環境が大きく変わったことが原因だと考えられます。

子供たちの健全育成のために、社会全体で改善への取り組みが求められているとともに、今後ますます教育に対する期待やニーズが高まってくると思います。とりわけ思いやり、優しさ、粘り強さなど、豊かな心をはぐくむことは大切なことと考えられます。

そこで、教育長に3点お尋ねします。

1点目、本巢市の発展を支える人づくりのかぎを握る本巢市の教育方針は、どのように考えておられますか。2点目、学校教育、社会教育、それぞれどのようなことを重点にしておられますか。3点目、児童・生徒、青少年の問題行動、モラルの低下など今日的課題を踏まえ、心の教育の重要性が叫ばれておりますが、先ほど小川議員も質問ありましたが、小川議員は家庭と子供ということでありましたが、私は、学校教育ではどのように対処しようとしておられるか。以上3点について、教育長のお答えをお願いいたします。

2点目であります。本巢市の障害者福祉施設整備事業についてということでお願いいたします。

平成15年4月から、障害者支援費が措置から契約に変わりましたが、サービス提供施設が非常に少なく、まして市内はもちろん、本巢郡内にも就業前の療育センターしかありません。在宅サービスは、社協のヘルパー派遣が本当に細々としかやっておりません。また、サービスを受けるには市外へ行く必要があり、親も子も精神的・肉体的負担が大きいと聞いております。

本巢市内の対象者は、私の把握した数は相当数あると聞いておりますが、その中には全くサービスを受けていない子供たちもおります。今は、社協のヘルプサービスと、遠いけど市外にあるショートステイを利用せざるを得ないので、親さんからは本当に将来不安だと、そういう子供たちを残してどうしたらいいんだろうという声を聞いております。

平成14年3月に旧本巢町障害者計画が合併を見据えて4町村の基盤整備の目標値が示されており、平成14年10月に旧4町村の運営で障害者生活支援センターが設置されました。本年度、新市の計画がノーマライゼーション社会を目指して策定されると聞いておりますが、それと、新市計画の中にも施策の方針として「生きがいと安らぎのあるまちづくり」が掲げられており、その主要事業として障害者福祉施設整備事業が位置づけられております。

この財政状況が厳しい、本当に厳しい折ではありますが、合併特例債等を活用した福祉施設も大事な事業だと思いますので、障害者のデイサービスセンター建設について、市長のお考えをお願いいたします。

以上、よろしく答弁のほどお願いします。

議長（村瀬 治君）

新本巢市の教育方針について、教育長の答弁を求めます。

教育長（高橋茂徳君）

後藤議員の御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、近年の青少年の非行の低年齢化、粗暴化、凶悪化には私もいたく心を痛めております。

まず、議員からの第1点目の御質問、本巢市の教育方針についてお答えします。

本巢市の最重要課題は人づくりにあるととらえて、生涯を通し目標を持って学ぶ市民の育成を目指しております。そのために、子供たちには、地域に根差した特色ある学校教育の中で、心豊かであくましく生きる力の育成を考えております。また、子供だけでなく、老若男女すべての市民が生涯にわたって自己啓発に努め、地域社会の中で生きがいを持って、心と心が通じ合う社会づくりに貢献できる社会人になることを願っております。端的に申し上げれば、「子供にはたくましく生きる力を、大人には豊かな心で生きがいを」であります。

第2点目の御質問、学校教育・社会教育の重点についてお答えをします。

本市の教育方針を具現するために、学校教育におきましては四つの重点目標、安心・安全な学校、確かな学力と豊かな心をはぐくむ学校、教職員の資質の向上、それに家庭の教育力の向上の具現を目指しております。一方、社会教育におきましては、市民の学びを支える生涯学習推進体制、生きがいとなる文化活動・スポーツ活動の推進の具現を目指し、人と人とが触れ合う地域活動を推進していきます。

さて、3点目の御質問でございます、学校における心の教育についてお答えをします。

昨今の子供たちの特徴としまして、忍耐力の欠如、人間関係の希薄化、善悪を判断する能力の低下などが上げられます。

これからの社会を考えると、心豊かな人づくりは喫緊の課題でございます。学校では、心の教育として道徳教育の充実を図って、あらゆる活動場面でよりよく生きるための判断力、心情、意欲を育てることに努めております。

議員から御紹介がありました本巣中学校では、席田用水の清掃などを通して地域のために働くことに喜びを感じ、主体的に老人福祉施設を訪れたり、奉仕活動に参加したりする生徒が育っていると聞いております。あいさつ運動、生き物を育てる活動、福祉活動、奉仕活動などなど、さまざまなそれぞれの学校の特色を生かした活動を通して、行動として態度としてあらわれてくる児童育成に努めております。

議長（村瀬 治君）

次に、新本巣市の障害者施設整備事業について、市長の答弁を求めます。

市長（内藤正行君）

後藤議員の、障害者福祉設備の整備についてお答えをさせていただきます。

障害者のノーマライズを図るということは、御本人にとっても、また家族の方々にとりまして大変重要なことであります。

本市におきましては、合併前でございますが、各旧町村で相談いたしまして、先ほど議員も紹介されました障害者生活支援センターを議会の御理解をいただきながら県下に先駆けて整備をさせていただいて、今一生懸命活動しているところでございます。障害者の相談とか指導等々に対処してまいっているわけでありまして。また、障害者に関する施設整備の折には、これは主として市外でございますが、それぞれの施設に対しまして、これも議会の御理解をいただきながら補助を出していただきまして、障害者が出た場合で入所したいという方に対する権利の確保という意味もありまして、多くの施設に助成をさせていただいているところでございます。

議員におかれましては、これらの施設が市外にあって不便であるとか不安があると、こういう話もあるということでございます。それは、確かに地域内で利用する施設があることにこしたことはないと思っているわけでございます。

そうした中で、本年度は本巣市としての障害者計画の策定をすることとなっております。新市建設計画の掲げております障害者対応といったことも十分考慮しながら定めてまいりたいと思うわけであります。

そうした中で、例えばデイサービスなんかでございますと、旧各町村に施設がございます。また、大和園もございます。最近では、民間のデイサービス施設も、今度、旧糸貫地区の土貴野地区に進出される老健施設においてもデイサービスも行われる、ショートステイも行われると、こういうふうになっておりまして、かなりそうした施設の整備がなされてまいっておりますので、私どもで管轄しております社会福祉協議会に委託しておりますその施設につきまして調整を図りまして、一部の施設については、例えば障害者対応にするといったこともあるのではないかとと思ひまして、そういったことにつきまして十分検討してまいりたいと思うわけであります。

問題は、施設入所ということになるわけでございますが、これにつきましては、昨今の大変厳し

い財政事情から見まして、市単独で設置するという事は、もうかなり困難というふうになっております。障害者施設の建設費に加えまして、維持管理費が大変膨大なものになるということでございます。これは一例でございますが、岐阜市にあります寺田コートという障害者施設が、私立のものでございますが、ここには比較的軽いグループホームの方も通院ということがあるわけですが、そうしたことも含めまして250人入所してされておられるわけですが、その中で職員の数も100人多い350人就任しておるとこういうことでございまして、障害者対応というのは非常に手間のかかる部門でございます。したがって、こうしたものを私どもで抱えるということは大変でございますので、幸い民間で進出希望もありますし、また私どもが場の提供の仲介をしたりしまして誘致をすれば、あるいは支援もしていかなきゃならんと思うんですが、そういう形で民間の力をかりて進めていくと。こういう形で障害者計画の中に掲げてある施設というものにつきましても、そういう形での対応を考えている次第でございますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

議長（村瀬 治君）

後藤君、よろしいですか。

〔23番議員挙手〕

はい、どうぞ。

23番（後藤寿太郎君）

どうも答弁ありがとうございました。

まず初めの教育方針と心の教育についてということ、本当に大切なことだと思いますし、幾らいいことを並べても、本当に心と心の対話ができなければ何も意味がないということをお願ひしますので、ぜひ、この学校の中で、先生、それから子供、それから子供館等々、心の対話ができるように一生懸命そういう状態をつくっていただきたい、環境つくっていただきたいということをお願ひいたします。

先日、ちょっとこの議員の中にも、二、三人の人が講習に行ったんですが、その講習の中で、先生が、IQとEQというのがあると。IQというのは頭のよいということだし、EQは心・感情をどれだけ持っているかということだと。21世紀というのは、本当にそのIQよりEQというのは、その比にするとIQは2でEQは8と、そのくらいの比率で、本当に心の教育をしないかんのじゃないかなということをお願ひしますが、私も本当にそうだと思いますので、そういうことを心に入れながら教育の場で一生懸命子供たちを育てていただきたいと思ひます。

それから2点目の、障害者福祉施設整備事業ということがありますが、先ほど16年度の予算説明の中ででも市長さんもお話されましたが、障害者計画策定費用として230万上がっていたわけですね。それから住宅支援費とか、通所介護委託料等々もありました。それから、ことしは身障者の総合福祉施設整備費の補助金としても羽島の方へ出すということで、その市近郊ではそういうことが本当に行われているし、市としても一生懸命そこら辺のことは対応してもらっているということをお願ひしますが、親さんにいろいろ聞いたりすると、1時間近くかかって行ったり来たりすることとか、今実際21人くらいお見えになるそうですが、その内の6人や7人は、まだどこも本当に

行っていないというふうな状態ということも聞きました。

それで、今年度策定計画という計画を策定するということなんですが、親さんとか支援者の御意見もお聞きしながら、先ほどこういう財政なのでというふうなことを言われましたし、私も教育とか福祉というのは費用対効果で考えるものじゃないということは思います。

しかしながら、今のこの財政状況では本当に大変になるんじゃないかな、それをこの市の財政じゃなくて、よそで本当に子供たち、また親さんの支援ができたら一番いいことだと思っておりますので、法人化のようなところにきちっと任せられる、維持管理ができるというふうなことを、本巢市として支援できたら本当にいいことだなと思いますので、どうかそこら辺を積極的に推進していただきたいという要望をいたしまして、終わりいたします。ありがとうございました。

議長（村瀬 治君）

続きまして、25番 園部隆雄君の発言を許します。

園部君どうぞ。

25番（園部隆雄君）

3点について質問をいたします。

まず一つでございますが、本巢市役所の職員と、市の体制について質問をいたします。

新しい本巢市が発足しはや4ヵ月が過ぎました。本巢市もこれからが本番と思います。そこで、市の職員と市の体制について、市長にお尋ねをいたします。

旧町村時代には、町職員の人柄もよく知り、町職員と町民との間に、よい意味での信頼関係がありました。新しい市の体制では、4町村の職員が一つになり、職員間においても、市民の間においても、お互いに未知であります。また、市長、助役さんは県職員の出身者であり、それに加えて、庁舎は四つの分庁舎と支所に分かれております。もし、お互いの中にわだかまりができれば、市行政の沈滞につながらないとは言えません。市政は市長一人ではできません。市職員を含めた全員にかかっていると思います。もっと職員は市民の立場に立って、親切に対応をすべきであると思います。市の体制として、市の組織として、機能を発揮していないのではないのでしょうか。市政の印象は市役所の雰囲気よくわかります。市長を含めた職員全員が一丸となり、市民に親切な活気ある職場づくりが大切と思います。

そこで、第一に、職員のやる気を起こさせることが大切であると思います。これに対する市長さんの考え方はどうか。

二つ目に、本巢市の行政区域が広くなり、市民と市役所が感覚的にも距離的にも遠くなりました。市民の皆さんに、幹部職員の顔を知っていただくことも兼ねて、一日市役所を旧4町村の単位で市長以下幹部職員が出て開催をしてはどうかと。

三つ目でございますが、市の広報に市の幹部職員の顔写真やプロフィールや職場紹介を掲載し、親しみやすい市役所づくりをしてはどうか。

以上3点について、市長の答弁をお願いをいたします。

二つ目でございますが、本巢市の産地振興について質問をします。

本巢市は、北は根尾の地より、南は真正まで約50kmにわたり、観光面では全国的に有名な根尾のうすずみ桜を持ち、農産物では富有柿があります。織部の里やJA糸貫の販売所も連日大賑わいがあります。これらに刺激をされ、農家も売れる農産物づくりに努力をしておられることは、本当にうれしいことです。しかし、私が、織部の里農産物の販売所を見るに、本巢市内で生産された農産物の加工品では、イチゴ・柿のジャムなどがありますが、本巢市外で生産加工されたものが多く目を引きます。寂しいのは、岐阜県内外から来ていただけるお客さんに、自慢できる本巢市産の農産物の加工品がないことです。何とかして、これが本巢市の自慢の品と言えるものを開発し、本巢市にこられるお客さんに買っていただき、地元振興にも役立てることが必要と思われまます。市長さんは農業の専門家であり、長いキャリアを持っておられます。市がリードして、農協と一体となって、県内外に誇れる本巢市の品物づくりに努めるべきであると思ひますが、市長の答弁を願ひます。

三つ目でございますが、文殊団地地盤沈下による移転跡地の利用についてお伺ひをします。

徳山ダム建設により、本巢市の3団地、つまり糸貫の大構、本巢の徳山団地、そして今度地盤沈下が発生した文殊団地に、245戸の皆さんが移転してこられ、本巢市民として地域に溶け込み、特に文殊の徳山神社では、古来よりの伝統を守り、毎年1月、元服式が行われ、テレビ・新聞で報じられ、地域の行事として定着しております。ダム建設により、ふるさと徳山の地を追われ、本巢を永住の地として既に20年が過ぎました。しかし、今回文殊団地では基礎地盤の軟弱なため家屋の損傷がひどく、全戸数83戸のうち52戸の方々が涙ながら再度の移転を余儀なくされたことは、全くもって同情せざるを得ない現状でございます。幸ひにも、関係者の御協力、旧本巢町、県、水資源機構の御尽力により被害家屋の移転を進めておられます。関係者の御尽力にお礼を申し上げる次第でございます。

そこで、家屋移転跡地について質問をいたします。

移転跡地は今後も地盤沈下が予想され、利用が限定されると思われまます。また、文殊団地に被害対象家屋にならず残られる31戸の家屋についても、まだ地盤軟弱のためか、家屋の壁やブロック壁に亀裂が入るふぐあいが発生し、家屋損傷の心配があるなどの問題があります。

本定例会の市長の行政報告の中にもありましたが、水資源機構からこのことについて説明を受け、移転跡地についても市長と協議をされたと思ひまます。市長は、今後も水資源機構に対し、残られる31戸の家屋の対策について要望をしていっていただきたいと思ひまます。

現在、跡地が大変荒れております。環境も悪く景観もよくありません。そこで、移転跡地の利用方法として、徳山の方々を中心とした貸し農園としての利用方法が最善と考えまますが、これに対する市長さんのお考えをお聞きしたいと思ひまます。

以上、質問を終わります。

議長（村瀬 治君）

本巢市役所の職員と市の体制について、また文殊団地の基礎地盤沈下による家屋移転跡地の利用について、市長の答弁を求めまます。

市長（内藤正行君）

本業市役所の職員の件についてでございます。

園部議員さんの御質問にお答えします。

市職員は寄り合い世帯であって、市長も助役も県から来た人間だし、そういった点で十分融合していなくて機能を発揮していないと、こういうはっきりしたことを申されたわけでございます。

私は、この新市の市長に就任させていただきまして、こういう寄り合い世帯で最初が大事だと、このように思っておりまして、職員の融和がまず大事だということで説いてきました。そうしてここ3ヵ月ほど経過したわけでございますが、本当に職員は旧町村の意識をなくして、うまく連携し、助け合ってやってくれていると、このように思って、私としては心から職員に対しまして感謝をしている次第でございます。

ただ、発足後間もないことでございますので、3月の議会にもございましたが、散発的にいろいろな問題もあったということでございます。その後、そうしたことも比較的聞かれなくなりまして、本当に努力のしてくれるたまものと、このように思っている次第でございます。私としてはそういうふうにとらせていただいているところでございます。今後とも、市職員に対しましては、常日ごろ議員さん、あるいは市民の皆様のしもべとなって、しっかり市政を進めていくように、私自身も十分そういう心構えを持ちながら職員ともども頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

そこで、職員に対しましてやる気を起こさせることにつきましての御質問でございますが、採用から退職までの間、一人の職員が30数年勤めるわけでございます。職員の仕事ぶりいかんが、長い間に大きく貢献するのか、あるいはマイナスになるのかということございまして、一人ひとりの職員が十分優良な市職員として対応してもらわなきゃいかんというふうに思っておりまして、そういう点では、まずは研修制度というものを十分採用しながら人材育成を考えていかなきゃいかんと思っている次第でございます。

市といたしましては、研修につきまして、みずから進んで参加するような研修内容を事前に示しまして応募する方法をとったりしまして、職員の成績、あるいは能力を正しく評価してあげるような、そういう勤務評定も考えているところでございまして、そうしたことが公務能率の向上につながってくるのではないかとこのように思っているところでございます。

また、職員の適性とか希望というものがありますので、そういったことを十分、本人の意向も聞いて、適切な部署に配置するということも大事でございますので、自己申告制度というものも取り上げておりまして、人事異動の折に十分配慮をしているということでございます。

職員のやる気とか満足度を高めて、意欲や能力を伸ばすことに努力をしてみたいと思いますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

2点目の、旧町村の地区で一日市役所を開設してはどうかということでございますが、これにつきましては、先ほども今村議員さんの御質問にお答えしたところでございますが、要望のある自治会へは部長が出向きまして、要望事項につきまして十分ひざを突き合わせながら懇談をさせていた

だくわけでございますし、また私自身も自治会の要請に応じて出向きまして、地域の方々と懇談をさせていただくと、こういうように地域懇談会を中心に考えてまいりたいと思っておりますので、一日市役所というものの開設については考えていないわけでございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

3点目の、広報紙に市職員の顔写真とかプロフィールを掲載してはどうかとの御質問ですが、ただいま新市といたしまして、市民に対しまして広報すべきことがたくさんございまして、そちらの方が大変重要ではないかと、このように考えているところでございます。

市民にとりまして、市の仕事を非常にわかりやすく、また業務内容を周知させていくということが重要でございますので、今後、各期ごとの広報紙に各部署の業務についてわかりやすく説明をするように掲載をしてみたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、文殊団地の地盤沈下に係る家屋移転跡地の利用についてでございますが、これにつきましては、2万3,500平米ほどの跡地が今あります。先ほども、議員も発言がありましたように、残る31戸がその周辺にあるわけですし、その問題につきましては、私の行政報告で申し上げましたように、その方々の対応ということもありまして、それも一体的に考えていきたいという考えがあると思うんですが、そういうことで今のところ2万3,500平米の跡地については水資源機構は手をつけていないという状況であります。移転したのみで更地にしてあるわけではありまして、その土台のコンクリートが残っておりまして、これを活用するということになりますと大変な状況になっております。草も生えておりますので、除草についてもお願いをしております、これは区の方と既に水資源機構が調整しまして、その対応もしておってくれるわけですが、畑地の利用というのは果たしてあるのかなということの水資源機構は言ってみえまして、今あの地区は比較的農地の多いところでもありますので、案外そういう引き合いはなかったんだけど、果たしてあるのかなと、こういうことも言ってみえました。もしある場合は、みずから作土を入れていただきましてつくっていただく方法しかないということでございまして、希望があるということでしたら改めて正式に申請をしなきゃいかんと思うんですが、みずから作土を入れてやっていただく形でなければあかんという返事をいただいておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。以上でございます。

議長（村瀬 治君）

次に、本巢市の産地振興について、産業建設部長の答弁を求めます。

産業建設部長（服部次男君）

それでは園部議員の、本巢市の産地振興についての御質問にお答えをいたします。

本巢市産の農産物加工品につきましては、代表的なものとして、株式会社うすずみ特産の「うすずみ豆腐」、また農協婦人部の「豆味噌」、フルーツ工房糸貫の「柿ジャム」、むくの木グループの「柿アイス」がございまして、市内の各直売所で販売されておるところであります。これらの加工品は、それぞれの会社、あるいはグループが多大な熱意と時間をかけて開発されたものと認識しております。

議員御質問にありましたように、さらに新たな加工品が開発されれば、それは市の活性化、農業振興上、まことに望ましいことであるというふうに思います。農作物の加工品開発につきましては、意欲のある民間の自発的な取り組みに期待するところであります。

農協と一体になってという御提案でございますが、農協のお考えをお聞きしまして検討をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（村瀬 治君）

園部君よろしいですか。

25番（園部隆雄君）

はい。了解して終わります。

議長（村瀬 治君）

続きまして、6番 道下和茂君の発言を許します。

6番（道下和茂君）

ただいま、議長のお許しを賜りましたので、3点ほど質問をさせていただきます。

皆様方におかれましては、早朝よりの会議で大変お疲れのことと思います。今少しの時間をちょうだいいたしますので、御清聴をよろしく願いをいたします。

1点目に、男女共同参画社会について、市の取り込み状況、また実践段階に結びつける施策といったしまして、今後どのように推進されていくのかをお尋ねいたします。

男女共同参画社会基本法では、プラン策定は県に義務づけられておるわけでございますけど、市町村ではまだ努力義務が求められている状況でございます。人は、生まれながらにして男女関係なく平等であり、人権は尊重されなければならないが、現実にはいろいろな分野でまだまだ男女格差があるわけでございます。

14年度に県が実施しました男女共同参画に関する県民意識調査でも、社会全体で男性の方が優遇されていると答えられた方が全体の78.2%の高水準になっております。現在、女性の社会進出が急速に進んでおり、大変これはすばらしいことであると思いますが、人の心の中には、まだまだ性別に基づく役割分担意識が根強く残っておるのではないかと思います。また、共働きの女性におきましては、過度の負担を求められているのが現実でございます。このような社会環境が、有能な女性を職場から遠ざけ、また非婚化や晩婚化の現象を生み出す要因を発生させており、またそのようなことが社会問題でもある少子化の一因になっておるといふ分析もあるわけでございます。

女性は太陽である時代から、子供を産み育て、また家庭を守る役目へ時代は推移し、現代では、女性が人間として、人として、自分流の生き方を追求する時代に変化し、人生観も大きく変化してまいりました。また、35歳から40歳前半の女性では18.4%の未婚率を占める。また、結婚しながら男性も多く存在するわけでございます。男女とも、生き方の多様性の中で、人生が大きく変わっておることを前提に考えていかなければならない時代でもあります。

女性の社会進出の高い先進国では、共同参画と女性が働きやすいシステム、いわゆる子育て支援、保育や医療・介護など福祉面、教育面、女性が働ける環境整備がされておるわけございま

す。25歳から30歳半ばの女性の就労率が高い国では、出生率が高いと言われております。女性の労働力率が高まれば、それらの働く環境整備が求められるわけでございます。

平成15年には、岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例が県でも制定されております。

そこで、今後、男女共同参画社会づくりについて、市の取り組み状況、また基本的な考えや責任や役割とかが中心ではなく、男女共同参画の意味・意義が十分理解・浸透され、実践段階に結びつく施策を計画・策定し、そのような環境整備も含めて、どのように推進をされていくのかをお尋ねいたします。

それでは、2点目の質問に入らせていただきます。

各種の経費が削減が図られ、財政基盤の強化が図られるのが合併効果の一つであったと記憶をすし、実際そうであったわけですが、果たして削減効果は図られておるのか、当予算にそのような反映がされておるのか、その効果は旧3町1村の15年度当初予算と市の16年度当初予算とを比較した場合、投資的な予算は除きまして、固定的経費等は大きく膨らんだ予算ではないのか。報酬・給料・賃金等、また負担金、補助及び交付金などは、旧3町1村の15年度当初予算と市の16年度当初予算で比較したとき、次の区分ではどのような比較増減になるか、お示しを願いたいと思います。

1点目に、報酬費が支払われる各種委員会の数。また、報酬費が支払われるもので、議員定数などのように期限が定められ、定数減を決められている委員会などの数。また、委員の任期が決められているが、条例・要綱などで継続的に設けられる委員会などで、今後定数が削減されない委員会の数。それから、2点目に、報酬・給料・賃金の比較増減。この部分につきましては、報酬・給料・負担金、補助及び交付金の区分で結構でございます。それから、職員数の増減。今申しましたことが増加しているのであるならば、その原因がどこにあるのか。そのようなことに対して、それぞれの地域の衰退を招かず、今後、どのように経費削減に向けたスキームを整えていくのかをお尋ねいたします。

次に、3点目の質問をさせていただきます。

現在、私の行政は6部制に根尾総合支庁を加えた数であるが、課の数は、地域調整課を除くと、総務4、企画2、市民環境2、健康福祉4、産業建設6、上下水道2、根尾総合支庁3であります。産業建設部は、その中でも所管する課の数が6課と多く、市では西部連絡道路や東海環状糸貫インターの整備、また国道157の早期改良、リオを中心にした商業地帯、豊かな自然と名所史跡を生かした観光地帯などの整備は市の発展に欠かすことのできない重点プロジェクトと考えられます。また、多面的な機能を持つ山林の保全や都市近郊農業地帯の育成など、それらの地域を中心になりわいをなす産業育成発展のためにも重要な所管部署でもあります。

また、市の発展には、基盤整備づくりや都市計画などが大きな役割を果たし、農業・林業・商工業・観光の産業の発展育成には、これらの産業と行政が直結した素早い対応が求められると考えますが、市の基本方針や重点プロジェクトにもあります「活力とにぎわいのあるまちづくり」には、

地元産業の発展は欠かすことのできない重要なことであります。

発足間際に部署の再編はどうかというような考えもあろうかと思いますが、一部署で市の重要な行政範囲を多く所管することにより、これらの行政が一日でもおくれることは、将来市の発展に、また地元産業の発展・育成には、大きな将来負の要因を残すことになるのではないかと考えるわけです。産業建設部を、例えば基盤整備部、産業経済部の2部署の組織に変更することで、今の市の組織、職員体制として経済的なリスクは伴わないと私は考えておりますし、それより市の発展、地域産業発展、市の基盤整備にも大きな力が発揮できるのではないかと考え、組織の分割の考えがないのかをお尋ねいたします。以上でございます。

議長（村瀬 治君）

男女共同参画社会づくりについての市の取り組み状況について、企画部長の答弁を求めます。

企画部長（高橋武夫君）

それでは、6番議員の道下議員さんの第1点目の御質問につきまして答弁をさせていただきます。

男女共同参画社会づくりについてという御質問でございますが、議員の御指摘のとおり、平成11年の6月には男女共同参画社会基本法が施行されまして、国や県におきましても、男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな取り組みがなされております。

本市におきましては、旧糸貫町さんの方では、計画期間が平成14年度から平成18年度までの5カ年の計画で、ここに持ってきておりますが、このような立派な男女共同参画プランというものが策定されております。5カ年計画でやられておりまして、これにつきまして、合併協議の中においても現行のとおり新市に引き継ぎまして、新市において新たに策定するという内容で調整がされております。また、新市の建設計画の中におきましても、この男女共同参画社会の実現に向けて、家庭、学校、職場、地域、あらゆる場におきます性別にとらわれない平等の立場での参画意識の育成に努めるというようにしております。

2004年版の「男女共同参画白書」によりますと、先ほど議員さんもいろいろ数字を言われましたが、女性の就業をめぐるのは、子供ができてもずっと就業を続けるという女性の中断なしの就業を支持する男性が、10年前に比較しますと37.2%と倍増している。一方、女性の意識では、就業の一時中断型への支持が中断なしという就業を上回っているということでございまして、男女の意識のずれ等があるというふうになっております。女性の就業に対する意識は非常に高いことですが、家庭におけます男女の役割の見直しや子育ての支援、それから就業条件の改善など、女性が働きやすい環境を整える必要は当然でございます。

現在、市におきましては、男女共同参画社会の実現に関する施策につきましては、総合的かつ効果的な推進を図ることを目的といたしました男女共同参画推進会議要綱、それから男女共同参画基本計画に対します提言と推進を図ることを目的とした男女共同参画推進懇話会要綱をこの3月に制定したところでございます。今後も、この男女共同参画社会の推進を図るために、本巢市の男女共同参画基本計画というものを策定いたしまして、本巢市の総合計画、今年度と来年度に向けて計画

しておりますが、市の総合計画の中にも位置づけていきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いしたいと思います。以上でございます。

議長（村瀬 治君）

次に、組織の再編により管理部門の統合がされた中で、経費節減の効果について、総務部長の答弁を求めます。

総務部長（溝口義弘君）

それでは、道下議員の御質問にお答えをさせていただきます。

旧3町1村の平成15年度当初予算は、144億6,600万円で、新市の当初予算が今回162億5,000万円。これを比較しますと、17億8,400万円の増額となっております。これにつきましては、旧町村単位で行われております継続事業、あるいは新規に学校教育施設等の建設、また国等に既に合併前から補助事業の申請がされ、採択をされているような事業等があるわけございまして、またそれと合併調整によりますところの扶助費、それから補助費のアップが主な増額の原因というふうになっていると思っております。特に扶助費につきましては、旧と比較をしますと62.83%のアップ。それから補助費につきましては30.81ということで非常に高い位置での調整ということ、こういうものが増の原因になっているというふうに思います。

議員御質問の15年度旧4町村の報酬、給与、賃金等の当初予算額と、16年度当初予算との比較をした場合に、報酬につきましては53.9%の増となっております。給料は5.5%の減となっております。また、賃金は8.4%の減となっております。負担金、補助及び交付金については10.2%の増となっておりますわけでございます。増額の主な原因につきましては、報酬では、専門職の賃金雇用者、今まで日々雇用者から非常勤の特別職として月額報酬に切りかえたというものが大きな原因でなかろうかというふうに思っております。それから負担金、補助及び交付金では、自治活動交付金などが増の主なものであると考えます。今後は、住民サービスを極力低下させないような経常的経費の削減に向けて努力をしてみたいと考えております。

また、旧町村に設置されておりました委員の数はという御質問でございますけれども、62の委員会で、うち行政委員会が7委員会あるわけございまして、その他の委員会55と行政委員会が7ということで、62委員会となっております。現在までに市に引き継いできた委員会は、行政委員会7を含めまして42委員会であります。従来と比較しまして、20の委員会の数が少なくなっている状況でありますけれども、今後またいろんな委員会ができることも予測されるわけございましてけれども、少なくとも委員の数につきましては、従来の4分の1になるということで、人数的には少なくなっていると考えます。

また、各委員会の報酬につきましては、常時支払うものではありませんが、今後委員会の設置に当たりましては、適正な人数をもって構成し、また経費面についても過大にならないように努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、職員の増減についてでございますけれども、合併前の平成15年4月の職員数は376名でございました。合併調整の中で、職員の取り扱いですけれども、新市に引き継ぐこととなっていたわ

けてございますけれども、地域住民のサービスの低下とならないよう、そんな中、分庁方式を採用しているために、今まで職員の配置に苦慮したところがございます。合併時の職員数は 363名でございますが、新規、本年度採用しました職員が7名ということで、4月からは 370名になっております。今後、職員数につきましては、定員適正化計画等を策定いたしまして、職員等に係る人件費の抑制に努めてまいりたいというように考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（村瀬 治君）

次に、市の行政機構の再検討について、市長の答弁を求めます。

市長（内藤正行君）

道下議員の行政機構の再検討についての御質問にお答えをいたします。

御指摘の産業建設部につきましては、事務の所掌分野が大変広がっております。農政、林政、建設、用地管理、都市計画、商工観光と、この六つの分野に分かれているわけでございます。これは行政目的別に課の編成をいたしてありまして、先進市の事例等を参考にしながら、課の編成、あるいは人員配置をしているわけでございますが、この編成、あるいは職員の適正配置といったことにつきましては、課の方はうまくいっているのではないかと、このように思います。そうした中で、次長を1人置きまして部長を補佐するという形をとっているわけでございますが、御指摘のように所掌分野が大変広がるございますので、部長の負担が大変大きくなっているということは否めないとでございます。しかしながら、よく頑張ってくれてありまして、各部門の行政推進に影響を与えているということはないんじゃないかと思う次第でございます。

合併初年度でございまして、当初からある程度そういった不合理な点も発生するのかなというふうには思っておりました。そうしたことを踏まえて、議員御指摘の検討せよという話でございまして、今後とも事務量のバランスを、これは、産業建設課のみならず、市全体の組織につきましてバランスを考えたり、あるいは部・課の事務の流れとか処理体制、そういったものを十分把握しながら、今後行政組織の再編の要否ということも視野に置きまして対処をさせていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

議長（村瀬 治君）

道下君、よろしいか。

〔6番議員挙手〕

はい、どうぞ。

6番（道下和茂君）

1点目の質問でございますけど、先ほど企画部長からお話のありましたように、いろいろ施策を担当する部署とか、また職員の研修をすとか、いろいろ広報活動というようなものは、それぞれが大概の市ではやってみえるわけでございますけど、私が言いたいのは、そういう施策を策定するときに、ただいま企画部長も申しましたように、例えば企業に対して女性の登用を働きかけているかというようなものはまだまだ低い数字でございますし、また結婚や出産によって退職すること

を、いわゆる企業の習慣ということがまだまだ現実として行われておるといようなことに対して、もう少し積極的に撤廃を呼びかけるとか、そのような実践段階に本当に結びつくような施策をこれから計画をしていただきまして、女性が働きやすいシステムづくりをお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたしまして、1点目の質問は終わらせていただきます。

それから2点目の、いわゆる合併により経費削減ができるということでございます。

今、比較のパーセントを示していただきましたんですけど、給料とか賃金とか、そういう問題はまた別としまして、いわゆる報償費が53.9%と申しますと、2億あれば4億円でございます。2億の増加になっておるわけでございますが、また負担金とか補助金、これは合併の調整事項でやむを得ないという面もあるかと思うんですけど、例えばこれらについても、今の報償費なんかでも大きな増加になっておると。そのようなことを踏まえまして、この財政状況の厳しい中で、市長の提案説明にもありましたけど、職員の資質を向上したり、また市役所の機能を高めたり、効率的な行財政の運営の確立に努めていくという所信表明で行っておりますので、ぜひともそのようにこれからも努めていただきたいとお願ひいたしまして、この点につきましても答弁は結構でございます。

それから3点目でございますけど、やはり産業建設部というのは、地元の産業、また商工業とかいろんな分野に非常に大切な部でございます。他の部が大切ではないというわけではないんですけど、まだまだ本巢市として基盤整備等が、これからどんだんなされていかななくてはならない状況の中で、今部長が1人で、確かに一生懸命やっていたいて、またなかなか活動的にやっていたいておるわけでございますけど、さらに一番大事なこの産業というものを育成したり、また活性化し、いわゆる活力とにぎわいのあるまちづくりということ掲げて市長の所信表明で申しておりますように、そのようなことを推進していくには、決して部長が間に合わんとかどうこうの問題じゃなくして、1人より2人でやった方が事業がスムーズに、また早くできるというように私は質問させていただきました。また、市長もそのようなことを今後におきましても検討していくという御答弁を賜りましたので、この点も答弁は結構でございます。

以上でございます。

議長（村瀬 治君）

今朝ほど、運営委員長の方から、一般質問については前倒しする場合がありますのでよろしくということございましたので、次に11番 長谷川勝彦君の発言を許します。

11番（長谷川勝彦君）

それでは、本当はあす地元の人も傍聴に来るとい予定がありまして、ここでやりたくはないんですが、時間がありますのでやれということですので、そのまま続けさせていただきたいというふうに思います。

今回、私としては、これまで対応してきました問題を含めて3点の質問をしたいというふうに考えております。

1点は、これまで私自身もこの委員会に所属しまして活動をしてきました地域交通の確保の問題についてであります。

これについては、コミュニティーバスについていろいろ論議をしまいいりましたし、路線で、ここが通っていない、おれのところへも来いということで、いろんな論議がこの中にありました。さらに、三菱に決まった関係もありまして、その後いろんな問題が出た関係で、車の車種等も変わつたと。これらにそれらが集中してしまったという懸念もあるというふうに思っております。

それで今回、その中で十分私としては対応ができなかったということで、ここで改めて考え方だけお聞きをしておきたいというふうに思います。

それは、コミュニティーバスのバス路線がほぼ決まって、10月から運行が決まりました。本業市内を2台でということですから、半周するのに今のところ予定時間が1時間40分というふうに言われています。この1時間40分というのが、本当に地域交通、お年寄りの弱い方等が利用するに余りにも時間的に長いのではないかと。これは民間の中でも話をしましたが、一応予算とかいろんな点もありまして私自身も了解をしたわけですが、どうしてもこのコミュニティーバス、地域交通、さらに弱者を守るということからすると、この1時間40分のバス路線というのは余りにも長いのではないかとこのをどうしてもめぐるできません。

それで、今回の中で、予算の変更とか再考という考え方は難しいというふうに私自身も考えておりますが、市として今度の合併の中でコミュニティーバスを走らせるという方向を確認した上で、今の対応がされているわけですが、この1時間40分というのが市の行政側に立ってでも長いのか短いのか、この点だけお考えを出していただきたい。それによって、今後の中で進めていきたいというふうに考えております。これが第1点であります。

それから、第2点の中学校の建設に伴う問題であります。

費用等については、今度の予算に計上がされておりますので、この点については省きたいというふうに思います。

さらに、これの問題と従来から取り上げてきました小学校の駐車場の問題であります。これを従来もセットで話をしてきましたが、小学校の駐車場の北の駐車場、これは各議員さんの運動会、さらには、学校の評議会等にちょうどみんなが集まる時間、それから下校する時間、ここに頭から入ってけつから出てくるというのが、この駐車場の利用の仕方でありまして。そうしますと、残念ながら、子供たちは完全に車の後ろに隠れてしまうという状態ですと続いております。そういう点では、毎日学校の先生等についても気をつけて運用はされているということで、これを北側に広げてほしいということで対応をしまいいりましたけれども、この問題については、中学校の校舎の完成まで対応は難しいということで、その中でやっていくと言われてきました。

今回もこの中学校の建設が具体的に進めるということで、2年間にわたって進めていくということになりましたが、この中学校の解体工事、建設についての騒音も多少問題はあると思っておりますが、解体工事の騒音の問題と安全の問題は、やはりどうしても今後大きな問題として出てくるのではないかとこのように考えております。そういう点では、この解体工事の考え方、さらには、授業をやりながらの工事、これらに対する町の対応をお聞きをしたい。

私は、できれば学校の終わった時間から、さらには土曜日・日曜日、さらに学校の休み時間。こ

れらを使っていただいて、休みの日ですね、春休みとか冬休みを使っていただいて 最大限利用していただくというような方策がとっていただけないものだろうかと考えておりますので、考え方をお聞きをしたいというふうに思います。

それから、三つ目の不法投棄の問題ですが、この不法投棄というのは私は不法投棄だと思っているんですが、残念ながら不法投棄ということにはならないというのが現状であります。これはちょっと経過を先に御説明をしたいというふうに思います。

これは、これから本巢市の中でもこういう問題が起きるよということでもまず聞いていただきたいというふうに考えております。

この土地は、一つは文殊の森の入り口の下であります。文殊の森をこう行ってもらって、ちょうどカーブを曲がって左に入るその下側ですが、ここの土地が競売にかかりました。そして、今回6月3日にある建設業者に名義変更がされたということです。その業者については5月26日に重機で整理がされ、それから5月27日にこういう状態がかわらが運び込まれました。そして、重機で破碎をして地盤を固めるという行為が行われました。この時点では、市とか県の調査等をお願いして対応がされていまして、それから、先ほど言いましたように5月27日にやられて、6月3日に建設業者に登記がされた。それから6月9日に、ここに入る進入路をつくるということでガードレールが外されまして、この下の、業者さんではここからこの下に10トントラックを入れるための道路をつくるんやということで作業に来たと言われております。この時点でも、一応市の方としては、4課の方々に話し合いに来ていただきまして対応をいたしました。

現在では、砂防法とか市の開発指導要綱とか、これに一部ひっかかるということで、今持ち込み自体はとまっているという現状になっています。

そして、この買ったところは、瑞穂市の業者であります。瑞穂市のこの業者は、岐阜県の地域振興局長の名前で、4月30日に、積み上げ過ぎているということで一応標準まで9月末までに撤去しなさいという行政指導を受けているということになっています。

そうしますと、私達は不法投棄というふうに言っているわけですが、残念ながら選別の前の状態ですので、会社としては不法投棄にならないという現状があります。そういうことで、現在作業はとまっていますが、市の中の各部間の連絡体制、これらについても一部まずい点がありました。これはここ、これは私のところじゃない、あっちへ行ってくれ、これはこっちだ、という問題もありまして、これらの問題は、これからさらに幾つか出てくるというふうに考えております。

そういう中で、この本巢市としてこれらの問題に対応していくためには、行政の各部の壁を取っ払って、問題が起きたときにその担当課が全部ずっと集まれる。さらには、それらの対応ができる組織づくり、そして、さらにできれば専門職の配置が必要だというふうに考えております。そういう点で、今回のこの問題について、私はこの本巢市の中でこういう問題が起きなかったというのは、本当に不思議だというふうに思っています。

そういう点で、この3点について市の考え方をお聞きをします。

議長（村瀬 治君）

ここでお諮りをいたします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長することに決定をいたしました。

それでは、地域交通の確保について、企画部長の答弁を求めます。

企画部長（高橋武夫君）

それでは、長谷川議員さんの1番目の質問に対してお答えさせていただきます。

地域交通の確保ということでございまして、この周遊の時間が1時間40分が長いか短いかというと、この結論だけでいいと言われましたが、そういうわけにもいきませんので、今まで検討委員会等がありますので、その辺の経緯も少し説明させていただきまして、私どもの考え方を述べさせていただきますと思います。

まず、コミュニティーバスにつきましては、先般も開催されました地域交通検討特別委員会で、車種、また路線について御審議いただきまして、決定もさせていただいたところでございます。

路線につきましては、本巢市役所本庁舎、ここでございまして、これを発着地といたしまして、西回りと東回りの2路線でございます。その右回り、左回りの4系統ということで、1路線あたり午前・午後2系統を走行するようになっております。

コースにつきましては、1周回約32キロございますが、これを80分で周回いたします。この乗降時間とか、それから運転手等の休憩を入れますと、先ほど言われますように、1周約1時間40分というふうになってきます。また、コースにつきましては、2台のバスで公共施設等を経由しつつ、できるだけきめ細やかなコースを設定した結果でございます。一部コース等についても変更も委員会の方でも御要望がございまして、いろいろやったわけでございますが、できる限り各集落の方へ回るといって、どうしても長くなるということで時間もかかります。

このコースの再考につきましては、委員会の中でも説明いたしておりますが、平成16年の10月、今年の10月1日から運行しまして、来年の3月31日までの間につきましては、実証実験期間として運行をする予定でございます。この間には、住民の方からのアンケートとか利用者からアンケートをとりまして、不備な点がございましたら見直して、よりよいコミュニティーバスとして市民の方に利用していただけるよう努力をしていきたいというふうに考えております。この努力ということにつきましては、この1時間40分の問題もございまして、できる限り短いようにいきたいというふうにも思いますが、これについてはなかなか困難ではないかと思っております。

そして、この1時間40分が長いか短いと言われると、我々としても1時間40分はちょっと長いような考えでございます。これにつきましても、それぞれ尺度の問題もございまして、短い長いにつきましてはいろいろ考えていただければ結構でございますが、今の現段階では、このくらいの時間は必要なことであると考えておりますので、御理解をよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

議長（村瀬 治君）

次に、中学校建設に伴う費用、安全、騒音について、教育委員会事務局長の答弁を求めます。

教育委員会事務局長（堀部秀夫君）

それでは、長谷川議員の御質問にお答えいたします。

本巣中学校の工事計画は、2カ年の継続事業としております。

平成16年度の1期工事と、平成17年度の2期工事の計画としております。

中学校建設に係ります安全対策につきましては、工事現場の周囲には柵を設置しまして、関係者以外は、工事以外は工事現場に入れないようにするほか、生徒の登下校時における工事車両等の通行に十分注意するよう配慮いたします。また、建築資材等の搬入搬出経路につきましても、学校と十分調整しまして、極力通学路を避けるなど努力してまいりたいと考えております。

1期工事では、屋内運動場と管理棟を建築しますが、屋内運動場につきましては、校舎西側の用地を予定しておりますので、騒音の影響は少ないのではないかと考えております。また、管理棟につきましては、現在の中庭の位置に建築いたしますので、一部配せん室の解体が必要になってくると考えております。しかし、この作業につきましては夏休み期間中を予定しており、解体に係る騒音の影響は出ないよう工事を進めたいと考えております。また、屋内運動場及び管理棟の建築時における騒音につきましては、建築現場の足場周辺に防音シートを張るなどしまして、騒音対策には十分配慮してまいりたいと考えております。

2期工事につきましては、普通教室棟と特別教室棟を建築いたします。

現在の管理棟、特別教室棟及び屋内運動場の一部がかかりますが、年度当初に解体を予定しております。また、普通教室棟と特別教室棟を改築後、現在の普通教室棟と屋内運動場の残りの部分の解体を年度中に行うと予定しております。

2期目の解体工事につきましては、極力学校休業日を利用するなど、騒音対策には十分配慮してまいりたいと考えております。

また、学校の授業日に解体が必要な場合につきましては、授業の妨げにならないよう学校との連絡を密にしまして、効率的な工程を組むなどしまして、解体工事期間の短縮を図るよう努力をしてみたいと考えております。

最後の御質問の、工事に関連しました本巣小学校の駐車場の拡張につきましては、現在の計画では、中学校の建築工事の2期工事において、中学校のグラウンド等の広さを検討いたしまして、その後、小学校の駐車場を確保する計画を立てております。

議員が申されました、事前の策として、西側にUターンできる場所の確保をとということにつきましては、今現在その付近を児童が校舎の出入り口としており、また登下校の通路としております。このことから、児童の安全確保のため、現段階では難しいというふうに考えております。

また、小学校東側の土地の借り受け等に係ることですけれども、この付近は土石流の危険渓流という県の指定を受けております。安全上問題があるため、やはり借り受けることはなかなか困難というふうに考えております。しかしながら、児童の安全確保から、駐車場の確保は緊急な問題とい

うふうに考えております。ほかに用地を確保することもなかなか難しいということですが、この駐車場の整備方針が決まるまでは、近くの旧役場跡の、本業小学校のプールのところですが、そこに隣接する駐車場がありますから、それを用意するなどしていきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（村瀬 治君）

次に、不法投棄への行政の対応について、市民環境部長の答弁を求めます。

市民環境部長（土川 隆君）

3番目の不法投棄への行政の対応についての御質問にお答えいたします。

文殊の森の出入り口の土地の経緯・経過については、御指摘のとおりでございます。

この土地についての利用は、土地開発協議、また御質問にありましたように砂防指定区域になっております。また、河川が存在しておりますので河川占用等が必要となるため、今後、市といたしましては、関係課及び県の関係課と連絡を密にして、適正な指導をしてまいりたいと考えております。

なお、市内においてのそういった連携を一層図ったらどうかということですが、庁舎内に各部長を対象といたしまして土地開発事業連絡対策会議というのが設けてありますので、その連絡会議の中で開発申請についての協議をするわけでございますが、その中で十分横の連絡・縦の連絡をとりながら、今後土地開発についての対応をしていきたいと考えております。

また、不法投棄の対応ということで、耕作放棄地が不法投棄の場所として危惧をしております。監視体制をとっておるわけでございますが、4月から8名の環境監視員を雇用いたしまして、月曜日から金曜日にかけて毎日管内をパトロールしております。不法投棄の場所や状況写真を撮りまして、不法投棄者がいた場合はその場では注意をいたします。また、特に悪質な場合は、警察署の生活安全課と連絡をとり指導をいたします。今後は、環境監視員による土・日の監視と、またガードマン及び職員による夜間監視についても実施の方向で検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

〔11番議員挙手〕

議長（村瀬 治君）

長谷川議員、どうぞ。

11番（長谷川勝彦君）

今回答をいただきましたが、地域交通と中学校の問題については私どもが考えている以上の考え方を持ってみえるというふうに考えております。

今後、学校の先生方やらPTAと十分話し合いをかけて、最大限そういう形が生かせる形でやっておいていただきたいということの要望を添えて、この点については終わりたいというふうに思います。

先ほどの地域交通の問題については、これからの中でまた私自身の考え方をもとに進めていきたいと思っておりますので、これについてもこれで終了したいというふうに思います。

今回の3番目の不法投棄の問題ですが、一つは、これは今岐阜県だけじゃなく全部の県がそうでもあります。

私も、産業廃棄物関係約20年間ほど立ち会ってきました。そういう中で、不法投棄、さらには倒産した後、幾つかの現場を見ています。それらは、基本的には置き場があって、焼却炉があって、きちっと回せば問題がないところなんですね。これなら大丈夫ですよということで県が判を押している、それが正規の運用がされていけば問題がないところなんですね。ところが、それが全くわからないとこ、また住民の目の届かないところでばたばたっと悪いことをしていると。それが全部あと倒産という形で我々の方へ回ってきているということなんですね。

今のこの問題についても、一つは善商がああいう問題を起こした。それで全国岐阜県内全部チェックせよということでこの問題が出てきたというふうに思います。それで、今のところ瑞穂市と揖斐川町にあるんですね、この会社の置き場が。ここに来ている人たちもこれを持ってくるんだと言っているんですね。やはり県の行政等も含めて、この業者は、ここから分別をして産廃処理場へきちり持って行く行政指導をすべきだというふうに思っています。その辺を、市としてどうするかという点はどうしても残ると思うんです。これは、企業としては産業廃棄物ではないと言っておりますし、ないんです。ところが、私たちとしては産業廃棄物なんですね。持ってきて置くだけというふうに言っていますから、これも行政の枠組みの中では廃棄物ではありません。不法投棄でもありません。しかし、私たちからすると完全に産業廃棄物の不法投棄と言わざるを得ない状態だと思えます。この辺のところについての考え方を再度お伺いをしたい。

それからもう1点、先ほどこのガードレールを外したということがあります。この下は一部農地であります。それで、この農地を整備するというところで市の方に届けが出されています。市の方は、わかりましたということでオーケーをしているはずなんです。ところが、これはまだ見つかったからいいんですが、当日、これを外されましてローダーで下へ10トン車が入る通路をつくりきたと言っているんですね、運転手が。これはまだ私、このくる周りを見てもらってもわかりますように、柿畑がずらり並んでいます。今、農作業いっぱいあります。そういう点で見つかっただけなんです。そうでなかったら、今はもうここにダンプの入る進入路ができてしまっているんですね。こういう対応を市としてやってほしくないということなんです。

だから、申請された問題は、やはり現場へ行ってほしい。そして、実際そこで話し合ってもらいたい。その上で了解してほしいというふうに思うんです。それがないと、この問題は私たちのこのとこだけじゃなしに、さらにここから奥、根尾、すなわち土地はある。しかし、住民はそこにいない、その地権者もない。土地を借りたい。一時置き場にします。そうしますと、こういう問題はどんどん北へ北へ、見えないところへ入っていくというふうに思います。そういう点からすると、この問題を一つの契機として何とかしてほしいというのが要望であります。何とかしてほしいというのは、もう少し網をかけられないか。市の中で市条例等の制定をして、これらの問題をもうちょっと阻止することはできないか、これを検討してほしいということでもあります。

そういう点で、市側の回答をその点だけ求めたいというふうに思います。

議長（村瀬 治君）

市民環境部長、答弁。

市民環境部長（土川 隆君）

御指摘の業者の行為については、先ほど質問の中にありましたように、県といたしましては野積みしてあるものは産業廃棄物として認識しておりまして、法の中で産業廃棄物の保管基準に抵触しておるといことで、県は改善命令をしているということでもありますので、そこら辺の指導は、権限は県にありますので、市としてはとやかく言えないという状況であります。

議長（村瀬 治君）

長谷川議員、よろしいですか。

11番（長谷川勝彦君）

ちょっと納得はできませんが、行政の立場としてはそういう回答しかないと思うんですね、現状では。というふうに考えています。

先ほどの2点目の私の質問について、できたら市長さんの考え方をお聞きしたい。

議長（村瀬 治君）

市長、答弁。

市長（内藤正行君）

ただいま長谷川議員の御質問に対しましてでございますが、市職員の対応についてでよろしいですね。

11番（長谷川勝彦君）

市職員の対応の件と、条例等の考え方ということで、考えをお持ちかどうかという点だけ。

市長（内藤正行君）

まず市職員の対応につきましては、先ほど土地開発事業の対策連絡協議会で対応すると、こう言っておりますが、やはりもう少し現場で事が起こった場合に、急行して鳩首を合わせて対応できるような体制が必要ではないかというふうに思っております。これは廃棄物環境でございますので環境課を中心としまして、農地が関係ありますから農政課、あるいは河川の関係もあり道路の関係もありますので建設課、さらには開発関係で都市計画課とか、あるいは砂防地域でもございますので林政課と、こういった課をそういう場合に対応するというようなマニュアルをつくっていかないと、先ほど組織の壁を取り外して新しい組織をつくるというわけにもいきまんせんで、そういった対応をしていく必要があると、このように思っております。

また、条例の制定につきましては、これは産業廃棄物につきましては県の所掌事務でございます。私どもは、そうした観点から、県と一体となってこうした事案に対しては協調して対応していくと、このようなことを考えておるわけでございますので、よろしく願いいたします。

議長（村瀬 治君）

長谷川さん、3回の質問でございましたので、これで打ち切らせていただきます。あとは担当課と打ち合わせてください。

散会の宣告

議長（村瀬 治君）

以上で本日の日程は全部終了をいたしました。

6月18日午前9時から本会議を開催し一般質問を行いますので御参集ください。

大変お疲れさまでした。御苦労さんでした。

午後5時05分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員